

紀美野町第2回定例会会議録

平成27年6月16日（火曜日）

○議事日程（第2号）

平成27年6月16日（火）午前9時00分開議

第 1 一般質問

○会議に付した事件

日程第1

○議員定数 12名

○出席議員

議席番号	氏名
1番	南 昭和君
2番	上 柏 皖 亮君
3番	七良浴 光君
4番	町 田 富枝子君
5番	田 代 哲 郎君
6番	西 口 優君
7番	北 道 勝 彦君
8番	向井中 洋 二君
9番	伊 都 堅 仁君
10番	美 野 勝 男君
11番	美 濃 良 和君
12番	小 椋 孝 一君

○欠席議員

な し

○説明のため出席したもの

職 名	氏 名
町 長	寺 本 光 嘉 君
副 町 長	小 川 裕 康 君
教 育 長	橋 戸 常 年 君
消 防 長	家 本 宏 君
総 務 課 長	牛 居 秀 行 君
企 画 管 財 課 長	中 谷 嘉 夫 君
住 民 課 長	増 谷 守 哉 君
税 務 課 長	西 岡 秀 育 君
保 健 福 祉 課 長	宮 阪 学 君
産 業 課 長	大 窪 茂 男 君
建 設 課 長	井 村 本 彦 君
総 務 学 事 課 長 兼 教 育 次 長	前 田 勇 人 君
生 涯 学 習 課 長	岩 田 貞 二 君
会 計 管 理 者	西 切 博 充 君
水 道 課 長	田 中 克 治 君
ま ち づ くり 課 長	西 岡 靖 倫 君
美 里 支 所 長	西 敏 明 君
国 体 推 進 課 長	南 秀 秋 君
代 表 監 査 委 員	向 江 信 夫 君

○欠席したもの

な し

○出席事務局職員

事 務 局 長	大 東 淳 悟 君
書 記	中 谷 典 代 君

開 議

○議長（小椋孝一君） 規定の定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

それでは、日程に入ります。

本日の日程は、お手元に配付のとおりです。

6月8日に請願第1号を受理しております。お手元に配付のとおりであります。

請願第1号は、会議規則第92条第1項の規定により、総務文教常任委員会へ付託しましたので報告します。

（午前 9時00分）

◎日程第1 一般質問

○議長（小椋孝一君） 日程第1、一般質問を行います。

一般質問の通告は7名です。順番に発言を許します。

4番、町田富枝子君。

（4番 町田富枝子君 登壇）

○4番（町田富枝子君） 私から2点にわたって質問をさせていただきたいと思えます。

まず第1番目に、デマンド交通についてお伺いいたします。

昨年の9月議会にも一般質問させていただきましたが、町長から「デマンド方式を取り入れている多くの自治体を取りやめを検討している」との答弁がありましたので、同僚議員とともにデマンド方式で成功しているみなべ町のコミバスを視察研修してまいりました。

みなべ町では、平成19年4月1日からデマンドタクシー方式によるみなべコミバスが9人乗り車両2台で本格運行しております。路線は中心部ルート、山間部ルート、この山間部ルートは山間東部、山間西部に分かれています。岩代ルートの3ルートの基本路線があり、基本路線から始めた地域にデマンド停留所をつくり、空白地域をカバーしています。中心部ルートは、JRみなべ駅を中心とするみなべゾーンと、その上の上みなべゾーン、そして鶴の湯温泉のある鶴の湯ゾーンの3ゾーンに分かれています。基本停留所と基本時刻表はあらかじめ決まっています、それに沿って運行しています。中心部ルートは、運休日が火曜日と正月三が日、山間部ルートは東部と西部に分かれて運行す

る曜日をそれぞれ月水金、火木土と分けています。岩代ルートも火・木・土が運行日となっています。利用する人はコミバスセンターへ予約をして、予約を受けたコミバスセンターは、他の利用客の有無を確認し、予約停留所への到着予想時間を利用者にお知らせする仕組みになっています。したがって、空でバスが走らなくてもいいので経費の削減にもつながっています。

ちなみに24年度は年間利用者数約8,000人でタクシー会社に840万円で委託をしています。バス料金は中学生以上300円で小学生は半額、幼児は無料です。25年9月に行った利用者へのアンケート調査では、利用者の満足度が満足、やや満足を合わせて96%を占めているとのことでした。

一概にデマンド方式と言ってもさまざまなやり方があり、地域の実情に合ったものでなくてはなりません。みなべ方式は紀美野町でも大いに参考になるのではないかと思います。町の考えをお伺いいたします。

2点目、投票率アップの取り組みについてでございます。

①といたしまして、選挙権年齢を現在の20歳以上から18歳以上に引き下げる公職選挙法改正案が今週中にも成立する見込みです。若者が政治に関心を持ち、国や地域の問題を主体的に考え行動するようになる主権者教育が求められています。日本では手始めにことし9月に文部科学省が選挙の意義や制度の解説、模擬投票の実践例などを載せた政治教育の副教材を全高校生に配布する予定としているそうですが、それだけではなく、若者たちが主体者となって選挙に取り組むことも重要なことだと考えます。

選挙の広報は、のぼりを立てたり、防災無線で呼びかけたり、広報紙に載せたりとさまざまですが、それを例えば高校3年生や新成人の方たちが中心となって投票に行きたくなるような周知の仕方を考えてもらうような取り組みをしたらどうかと考えます。野菜嫌いな子供が自分たちで野菜を育てることによって食べられるようになったという話はよく聞く話ですが、選挙も自分たちが積極的にかかわることで棄権を防げるのではないかと思います。町の考えをお伺いいたします。

②といたしまして、24年の3月議会で若い世代の方たちを政治や選挙に関心を持っていただくために新成人や20代の方を対象とした投票立会人を募集してはどうかと提案をさせていただきましたが、これも先ほど言ったことと同じでかかわることで政治に興味を持ってもらおうというのが狙いです。18歳選挙権が実現するこの機会に若い世代の投票立会人を募集する考えはないか、お伺いいたします。

③といたしまして、今回の統一地方選で旧美里町の何人かの方たちから期日前投票を美里支所でも実施してほしいとの要望がありました。期日前投票は、現在、役場本庁においてしかできません。若い方たちは役場本庁でも不自由はないかと思いますが、車を運転できない高齢者の方たちは自分で体調のよい都合のいい日に行きたいと願っています。より多くの方たちが選挙に行けるよう便宜を図るべきだと思いますが、町の考えをお伺いいたします。

以上です。

(4番 町田富枝子君 降壇)

○議長 (小椋孝一君) 総務課長、牛居君。

(総務課長 牛居秀行君 登壇)

○総務課長 (牛居秀行君) 私から町田議員の1番目と2番目の御質問にお答えを申し上げます。

まず、1番目の御質問でございますデマンド交通についてお答えを申し上げます。

現在、紀美野町では、議員も御承知のとおり、町民の交通の利便を図るため、6路線を5台のコミュニティバスをもって運行委託をしております。いずれの路線も定められた経路、時刻、停留所により運行する路線定期型運行の形態をとっております。しかしながら、主として幹線道路沿いの運行でございまして、幹線道路から離れたところにお住まいの方々の交通の利便性に十分応えられていない状況でございます。紀美野町は、山間部が多い等地理的条件が悪い中、幹線道路から分かれる道路が何本もございまして、そのエリアも大変広いものとなってございます。このような公共交通の空白地を全てコミュニティバスの路線拡大で埋めていくことは、町の財政負担の増大を招くこととなり、持続可能な事業として維持していくことが困難なものとなります。しかしながら、今後、高齢化が各地で進展していく中で、これらの地域における公共交通を何らかの形で確保していかなければならないという大変難しい課題に直面している現状でございます。

さて、議員御紹介のみなベコミバスの運行事例では、3ルートを9人乗りの車両が2台で運行し、町民の満足度も大変高いものとなってございます。現在、私どもが行っております方式と比べますと規模や費用ともに小さいものと考えており、大変参考になる運行方式の事例であると考えてございます。

前段で申し上げましたけれども、幹線から離れたところの公共交通空白地の解消につきましては、私どもも議員同様大きな課題であると認識いたしております。しかしなが

ら、厳しい財政状況の中、新制度を導入するためには、今後、持続可能な事業として成り立つ見込みがあるかどうかを慎重に判断していかなければなりません。現在運行しておりますコミュニティバスとの連携やタクシー業者への影響及び町の財政負担等も含め総合的な判断が必要であると考えてございます。

今後、デマンド型交通の導入に当たりましては、メリット・デメリットを研究した上で議員からの御紹介のあった事例も含めまして紀美野町に一番合った運行形態を慎重に研究・検討せねばならないと考えてございます。そのような中、現在運行しておりますコミュニティバスについて路線延長等も行いつつ、可能な限り住民の方々の要望に沿ったものになるよう努めながら、デマンド型交通も含めた新たな交通手段の確保につきましても研究しているところでございますので、御理解を賜りたいと存じます。

続きまして、2番目の御質問の投票率アップの取り組みについてお答えを申し上げます。

選挙の投票率アップの取り組みにつきましては、期日前投票期間及び投票日当日にかけまして防災行政無線及び広報車により頻繁に広報活動を行ってございます。また、野上郵便局前交差点での街頭啓発や、町内各所にのぼり旗を立てるなど広く町民の皆様方に選挙のお知らせをしているところでございます。

さて、議員御質問の若い世代の方々が投票に行きたくなるような周知の仕方や取り組みにつきましては、例えば高校生のおきから選挙に関心を持っていただくために生徒会長の選挙に本物の記載台や投票箱を高校に貸し出して利用していただくことなども考えられます。また、現在県では、出張県政お話講座ということで、小学校6年生を対象に選挙についての講座、クイズ、模擬投票等を行い、選挙の大切さについての講座を開催しており、要望があれば学校に出向いて講座を行っていただけると聞いてございます。しかしながら、対象が小学生であり、学校としては選挙の話は小学生には難しすぎるという声もあるようでございます。今後は対象を中学生や高校生へ引き上げてもらえるよう要望していきたいと思っております。また、紀美野町では、成人式におきまして選挙の重要性を認識していただくための啓発パンフレットの配布を毎年行っているところでございます。

議員御指摘のとおり、選挙権の18歳への引き下げを含む公職選挙法の改正が衆議院を通過し、早ければ来年の参議院議員通常選挙から適用される予定となっております。若い世代に選挙に関心を持っていただくことはとても重要なことではありますが、行政だ

けでなく、官民が一体となって選挙に対する関心を高めていくことや、各家庭において選挙に対する関心を高めていくことも重要であると考えております。

町といたしましても、若年層に対する独自の啓発を事例等も参考にしながら模索し、検討してまいりたいと思っておりますので、何とぞ御理解賜りますようお願い申し上げます。

次に、若い方々に投票立会人になっていただく御提案につきましては、公職選挙法では、期日前投票所の投票立会人は選挙権のある者から選任し、当日投票所の投票立会人は当該投票区の選挙人名簿に登録された者の中から選挙管理委員会委員長が選任することと定められております。

現状では、期日前投票につきましては、経費の節減のため、職員の中から業務に支障が出ない範囲で交代制にして選任しております。また、当日投票につきましては、当該投票区の選挙人名簿に登録された方の中から投票管理者に推薦していただき選任しております。選挙管理委員会では、選挙啓発を目的として若年層からの推薦について投票管理者に依頼をしていますが、若年層からの推薦は少なく、以前からお願いをしてきた方を中心に年配の方の推薦が多く占めている現状でございます。各投票所の地域の実情等さまざまな要因によるものと思われませんが、議員御指摘の新成人や20歳代の投票立会人の起用につきましては、若者への選挙啓発という観点から大変重要であると考えます。18歳選挙権が実施されようとしている今、若者の選挙啓発の推進のため、今後、若年層からの投票立会人の起用に努めてまいりたいと存じます。

次に、期日前投票の美里支所での実施につきましての御質問にお答えを申し上げます。

公職選挙法では、投票日当日、投票所で投票することを原則としております。一方、期日前投票制度は、平成15年12月1日から設けられた制度でありまして、仕事や用務のため投票日当日に投票に行けない方のために設けられました制度でございます。

近年、期日前投票を利用される有権者がふえる傾向にあります。本町におきましても増加傾向で推移しております。本年4月に執行されました紀美野町議会議員一般選挙を例にとってみますと、期日前投票された方は1,785人でした。平成23年度に執行されました町議会議員一般選挙では1,518人でしたので、比較いたしますと267人ふえてございます。

このような状況の中で、議員の御提案につきましては私どもも理解できるものでございますが、期日前投票における選挙事務の適正化に必要な職員数は、平成25年7

月の参議院通常選挙で延べ186人必要しております、2カ所となりますと延べ372人の動員が必要となります。また、経費につきましても大きくふえることとなります。行政事務も多様化する一方、職員の適正化計画による職員数の減を考えますと期日前投票を2カ所とすることは非常に困難な状況でございます。期日前投票所が1カ所で御迷惑、御不便をおかけしていることにつきましては、申しわけございませんが、できるだけ細かく投票所を開設することで対応しておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

以上、答弁いたします。

(総務課長 牛居秀行君 降壇)

○議長 (小椋孝一君) 4番、町田富枝子君。

○4番 (町田富枝子君) デマンド交通についてですが、ここに平成26年3月にまとめられたみなベコミバス運行見直しに関する調査研究報告書があります。みなべ町では、コミバス利用者アンケートを25年9月1日から9月30日までの期間、運転手による手渡しで実施し、配布数141枚に対し137枚の回収ができています。何と97.16%の回収です。それによりますと、利用者は各ルートとも運転免許を持たない70歳以上の女性が大半で、通院や買い物、温泉に利用しているという結果が出ています。平成24年度の利用者数のうち、70歳以上の割合は89%、平成18年度と比べると3%上がっています。これは利用者の高齢化で福祉目的の性格が強まっているとの見方ができます。また、利用者は中心部ルートで減少傾向にあるとの結果も出ています。これはこれから高齢者の仲間入りをするほとんどの方が運転免許を持っているためコミバスを利用する必要が少ないのではないかと思われ、また、交通の不便なルートで利用者がふえている傾向にもあります。これはみなべ町だけに限ったものではなく、紀美野町においても同じことが言えると思います。デマンドバスは紀美野町においても車の免許を持っていない高齢者が多い今、考えるべき課題であると思いますが、いかがでしょうか。

また、先ほど少し触れましたが、紀美野町では、介護予防のための施策をさまざま考えて実施をしていただいています。これは大変喜ばしいことだと思いますが、交通の便の悪い方々は参加しにくいのではないのでしょうか。このようなデマンド方式を考えていただければ高齢者の方も参加しやすくなるのではないかと考えますが、いかがでしょうか。

それから、投票率アップの取り組みについてでございます。さまざま考えてくださっていると思うんですが、まず今度18歳選挙になったときに、新しく投票権を得られる若い人たちは紀美野町において何人いるのか、お伺いしたいと思います。

それと、紀美野町では、2つの高校、海南大成高校美里分校、そしてりら専修学校がございます。この学校においてそういうふうな選挙公報をするような、例えばポスターであるとか、そういうものをつくったりとか、具体的にはいろいろ考えてはいませんが、とにかくそういう若い人たちが活躍する場、そういうのをつくるべきだと思います。そして、若い人たちが考え、活躍するのを大人が見守るという姿勢が大事ではないかと考えていますが、町の考えをお伺いしたいと思います。

それから、若い世代の投票人立ち会いの募集ですが、湯浅町では若い世代の政治参加の取り組みとして期日前投票の投票立会人を新成人や若い世代の中から募集をしました。1回目は誰も応募がなかったそうですが、ことしの統一地方選で応募者があったと聞いています。1回目がだめでも持続した取り組みが大事であると思いました。紀美野町では経費削減のため、期日前投票は役場の職員が交代で当たっていると聞いています。当日、投票立会人は選挙管理者が推薦するとしていますが、従来のやり方だけではなく、若者の選挙に対する関心を高めるためにも若い世代の投票立会人を積極的に投票すべきであると思いますが、町の考えをお聞かせください。

それから、③の美里支所に期日前投票所をとということですが、今まで私もよく聞かれたんですが、財政が厳しいから本町まで行ってよと説明をしまいましたが、多くの人が期日前投票を利用するようになった今、やはり旧美里町の中心拠点である美里支所でも実施すべきであると思います。費用がかかると言いますが、その内訳をお聞かせください。よろしく願いいたします。

○議長（小椋孝一君） 総務課長、牛居君。

○総務課長（牛居秀行君） 町田議員の再質問にお答えを申し上げます。

ちょっと数が多かったので、もし答弁漏れがございましたら、後ほど御指摘賜りたいと存じます。

まず最初に、コミバスの件でございます。

デマンド交通と申し上げますのは、町田議員も御承知のように、運行方式や運行ダイヤ、さらには発信基地の自由な組み合わせにより多様な運行形態が存在してございます。デマンド交通は路線定期型交通にない利便が存在し、使い方によりましては、地域住民

の移動手段の強い見方になってくれる可能性を秘めておくことも事実でございます。しかし、一方では、予約の煩わしさや予約の多寡による時間的正確性の欠如などの短所があることも事実でございます。

さて、議員先ほどから御紹介をしていただきましたみなべのコミュニティバスにつきましては、私どももみなべ町のほうに確認をいたしております。議員おっしゃるとおり、3ルートございまして、議員の説明でもございましたが、大まかに申し上げますと、1つ目は町の中心部として運行しているルート、それから2つ目は町の中心部と北部の山間部を結ぶルート、そして3つ目は町の中心部から西側を結ぶルートで、いずれのルートにおきましても基本路線と基本となる便となる予約に基づき運行し、基本路線から離れた地区についてもデマンド停留所を設け予約に応じて寄り道するというものであったということでございました。予約につきましては、原則、前日に行い、運行につきましては3つのルートのうち2つが週に3日の運行であると聞いてございます。平成26年度の延べ利用者数は7,600人と聞いてございます。

このような方式は、議員御指摘のとおり、山間部が多く集落が点在する当町におきましても、利用状況の少ない路線や、先ほど議員も御指摘ございましたが、便における空車の解消や現在カバーしきれていない集落への路線の確保につながる大変参考になる事例であると考えてございます。

今後、みなべ町の事例も含め総合的に研究・検討いたしたいと考えてございますので、再度の御理解を賜りたいと存じます。

それから、次に、投票率のアップということで、今度、新成人といいますか、新しく18歳以上の方が何人ぐらい出てくるんだというふうなお尋ねであったかと思えます。

これはあくまでも予定でございますけれども、来年の夏に参議院選挙がございます。一応転出とか転入がない場合ということでお聞きいただきたいんですが、28年6月1日までに18歳になれる方は紀美野町で92名ございます。28年6月1日までに19歳になる方は63人ございまして、次の参議院選挙では約155人が新たに有権者となれるというふうに把握をしております。

次に、町内の高校での啓発活動は考えてないのかということでございます。

何分にも法律が通ったばかりでございます。正直申し上げますと、具体的に18歳以上の方々に対してどのような啓発をしていくのかということにつきましては、現在検討中でございます。議員の御提案も含めまして町内での高校、もしくは中学校でもいいと

と思いますが、何らかの形で啓発できないかということを検討を進めてまいりたいと思います。

それから、期日前投票の若者の投票立会人、湯浅の事例をお示しをいただきました。議員のお話では、一度目は誰もなかったけれども、2回目からは何人かの若い方々が期日前投票における投票立会人になっていたということでございました。

私も議員申し出があったように、やはり若い人が選挙に関心を持っていただくということについては、やはり若い人がどのように選挙にかかわっていけるのかということが大きい鍵になるかと思っております。

現在、先ほども私ども説明をいたしましたけれども、紀美野町では、期日前投票につきましては経費の節減等を考えまして職員が交代で仕事に差し支えない範囲の中でやりくりをしておるところでございます。この件につきましても、先ほども申し上げましたが、今後、若い方の起用を積極的に行っていくということについての中で、議員の御提案も含めまして検討してまいりたいと考えてございます。

それから、美里支所の期日前投票所の開設につきまして再度の御質問がございました。

先ほどは紀美野町全体の期日前投票の状況について申し上げましたけれども、旧美里町エリアだけ特化して申し上げますと、本年4月に執行されました紀美野町議会議員の一般選挙では、旧美里では期日前投票をしてくださった方が471名ございました。これは旧美里地域の有権者数に占める割合が17.23%でございました。また、前回の町議会議員の選挙でございますけれども、美里区域においては351人で美里区域の有権者数に占める割合が11.37%になってございまして、美里区域だけで比較いたしますと、人数で120人の増、パーセントで5.86%の増となっている状況でございます。

今後も期日前投票を御利用される方々はふえてくると思われる中で、議員の御提案であります美里支所での期日前投票所の開設につきましては、私どもも十分理解できるところでございますが、先ほども申し上げましたように、職員数を減らしていかなければならないという一方ではそういった局面もございます。そういった中で2カ所の期日前投票所の開設は非常に困難な状況でございます。投票所が1カ所で大変な御不便をおかけしているということは申しわけなく思っておりますけれども、有権者数が少ない地域の投票所の開設も可能な限り持続している状況でございますので、再度の御理解を賜りたいと存じます。

それから、費用の面での御質問がございました。

費用につきましては、平成25年7月に執行されました参議院議員の通常選挙を例にさせていただきたいと思います。期日前投票にかかる費用として100万円要ってございます。単純計算では2カ所とした場合、約200万円ぐらいになるということでございます。経費面につきましては、100万円ということでございますが、私ども先ほどから御説明申し上げておりますように、経費面だけではなくて、やはり現在行っております期日前投票につきましても、多くの職員を仕事中にはありますけれども、活用してやっているところがございますので、やはり職員数が減っているわけでありましてけれども、今後まだ減らしていかなければならないという状況の中で、やはりマンパワー的に2カ所にするということは大変困難なことと考えてございます。

以上でございます。

○議長（小椋孝一君） 4番、町田富枝子君。

○4番（町田富枝子君） デマンド交通について、みなべ町は平成16年10月の合併に伴い、新町まちづくり計画の中で、高齢者などを交通弱者の利便性向上などを図るための身近な交通機関の導入が提案され、町が運営する交通手段としてコミュニティバスとデマンドタクシーを運行することが適当かどうか検証するため、平成17年10月から平成19年3月末まで第1期、第2期、期間延長と試行運転を実施し、平成19年4月1日から本格運行したとのことです。

また、奈良県香芝市でも、本年4月からデマンド交通が本格運転され市民に大変喜ばれていますが、ここでも平成25年10月から27年3月末までの1年半、デマンド交通の実証実験をしています。

これらのことからわかるように検討から実施まで長い時間がかかっています。町民の交通の利便性を考えるならば、まず試行運転を実施すべきではないでしょうか。

最初に申し上げたように、運転免許を持っていない高齢者が困っている今こそ実施をすべきであると思います。

先ほど検討をいろいろしてくださっているということですが、前回もそのような答弁でございました。デマンド交通だけではなくて、町民の交通の利便性に向けて本当に町民のために町民の交通手段を確保するための検討をしていただきたいと再度お伺いをいたします。

それから、投票率アップの取り組みについてでございますが、この法案が通りますと

紀美野町においても155人の若者が新たに選挙権を得ることになります。そして、たくさんのこういうふうな広報運動をしているということでしたが、それはあくまでも大人側がやっていることで、子供たちが自主的にしていることではないと思うのです。それで本当にこれから検討を進めるとおっしゃってくれたので、新しく選挙権を得られるそういう人たちに何らかの主体性を持って取り組んでいただけるような制度というか、それを考えていただきたいなと思います。

それから、若い世代の投票立会人の募集についてでございますが、これも前回の答弁の中に若者の選挙啓発を推進することは大事なことでありますので、若年者の投票立会人の募集等を今後検討してまいりますとの答弁をいただいております。それがどのような検討をしていただけたのか、お伺いしたいと思います。

それから、美里支所に期日前投票所をという件ですが、今回の統一地方選挙は、旧美里町、特に毛原地域において4名の立候補者があったということから、たくさんの期日前投票、120人がどうっておっしゃっていましたが、それは考えられることだと思うんですね。ところが投票というのは国民の権利です。紀美野町のように広範な地域で交通の便の悪いところでは1カ所では不便ではないかと思います。今、投票率アップするために、ここには大学とかありませんけれども、大学の中で投票所をつくったり、そしてまた、大型スーパーの中で投票所をつくったりと本当に投票率アップのために各自治体はいろんなことを考えています。せめて全ての有権者が選挙権を行使しやすいように考えるのが行政の役目だと思うんですね。

公選法によって公示日の翌日から投票日前日まで各市町村に1カ所以上設置しなければならないと決められていますが、2カ所目以降は任意で各選挙間で設置期間も決められるとしているんですね。だから、美里支所でもその期間全部するのではなくて、期間を決めたり時間を短縮したり、そういうこともできないのか、お伺いたします。

以上です。

○議長（小椋孝一君） 町長、寺本君。

○町長（寺本光嘉君） 町田議員の再々質問でお答えをいたしたいと思います。

非常にみなべ町のそのデマンド型交通のことにつきましていろいろ勉強されておる。また、我々も今まで検討に検討を重ねてきた。そうした中で改善できるところは今の定時型運行、これについてやってまいりました。また、福祉タクシー等の利用もPRしながらやってきたところでございます。しかしながら、私は前回も申し上げましたとおり、

このデマンド交通、これにつきましての実は国交省からの手引き、これがございます。この中では約7割がデマンド交通から今他の方法に切りかえているというふうなことが書かれております。

それから、もう1点は、このデマンド交通はあくまでも魔法のつえではないんだと。だからあらゆる方法があるんだということでございますので、やはりこれから議員申されますようにいろいろな方法をこの紀美野町で一番適している、そうした方法を我々は検討してまいりたい、そのように考えておりますので、また、議員の御助言もいただきながら検討してまいりたいと思います。

それと、2点目の新しく投票される若い方々の何らかの対応と。これはこれからの課題としてこれは対応していきたい、そのように考えております。

それから、投票立会人、これにつきましてはどのような検討したのかということでございますが、選挙管理委員会のことでもございますが、やはり議員申されますように、できるだけ若い方々が投票できるようなそうした全体的な中でこれを検討していくべきではないかというふうに考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。

それと、もう1つ、最後ですね、期日前投票、その開設でございますが、これにつきましては、先ほど総務課長が申しあげましたように、経費的にはそう大したもんでございませぬ。しかしながら、やはり人力的な制約等々ございます。それと、今、交通体系というのは紀美野町の交通体系が非常に変わってきております。また、この国道370号、動木地区、ここにおきましても恐らく8月末か9月の初めごろには開通していくであろうという中で非常に交通体系がよくなっている。そんな中でやはり今後ともこの投票率がアップしていくようなそうしたことを考えていきたいなというふうに思いますので、この期日前投票、2カ所であるということにつきましては、今後の検討課題ということでひとつよろしくお願い申し上げたいと思います。

以上です。

○議長（小椋孝一君） これで町田富枝子君の一般質問を終わります。

続いて、11番、美濃良和君。

（11番 美濃良和君 登壇）

○11番（美濃良和君） まず初めに、町の産業対策ということについてお聞きいたします。

町議会議員選挙が終わりまして新潟県の長岡市の旧山古志村に視察に行かせてもらい

ました。そちらの取り組みの様子を見させていただいたんですけども、ここは簡単に説明いたしましたら、10年前の大きな震災で村が被害を受け、例えば道路が崩壊などして寸断されると、そういうようなことから壊滅的な被害を受けたことから全村が離村するというそういう状況に陥った村であります。その後「山古志に戻ろう」を合い言葉にして皆さん頑張ってこられて現在では6割の方が帰ってきているようであります。帰った皆さん方は、震災のときに大変日本全国の皆さん方にお世話になったと、そういうことで、その感謝の気持ちを忘れないことを大事にしているようであります。

これがこの町の1つの大きなポイントなんですけど、その中、多菜田という食堂がございます。この多菜田というのは、お世話になった全国の皆さん方に元気を発信してそれでいこうと、また、山古志に来られた方々が食事できないようでは困ると、そういうことで1,500万円を補助してもらい、あと残り500万円を4人の主婦が出資いたしまして、そして運営しております。

そして、ここの料理というのはほとんど山菜なんですね。ウドやコゴミや、シシマイのこの辺で言ったらナッツですね、そういう名前の辛いシシトウの大きいやつとか、アズキナ、ゼンマイ、行者ニンニクなど、そういう私も知らないものもたくさんありました。そういうふうな山菜が出てきたわけでごさいますけど、泊まった民宿ですけれども、ここでも山菜料理、実際2日間、山菜づくしというような状況であったんですけど、山の中の集落ですから、これで元気に村おこしをやっておられる。このように見受けました。

この紀美野町でも多くの皆さん方が町おこしに取り組んでおられます。そして、収入の少ないこの山の中で少しでも町にお金を落としていこうと、そういうふうなことで取り組みがされておるわけでごさいますけども、そのためにいろんな考えのもとに取り組みを進めていただいていると思いますが、最近では農家民宿というのもだんだんふえてきているように思います。町の宿泊施設、この民宿まで、かじか荘もあれば、だるま湯等々のそういうような施設もごさいますけれども、おもてなしをするということで、その材料として1つには山菜ではないかなというふうに思います。また、町内でも直売所を運営されておられる方々、また、町に関するところの直売所もごさいますけれども、販売をするものがなければ何と言っても話になりません。1年間を通して当然売るのがなければならぬわけでごさいますけれども、山に来るんですから大概の方々は山に行けば山菜があると、そういうふうに思って来られる方もいます。

実際これから町も道の駅をつくるという計画がありまして、今後この検討に入ってい

くというふうに思いますが、何といてもやっぱり売れるものをどういうふうに今から段取りしていくんか、町には山椒もあれば柿やミカン等もございますけれども、山に来るんですから、そういうものに対するお客さんの要望に応えていかなければならんと思います。

この山古志の今現在合併されて長岡市なんですけども、この山古志地域ですね、ここではもともと山菜があったようございますけれども、その山菜をふやす取り組みもされてきたようであります。例えば山古志の旧山古志村役場、現在支所になっておりますけれども、そこに行きましたら花壇がありまして、花壇ですから普通は花が植わっているんですけども、この花壇にウドが植わっておりました。こういうふうに農協ともタイアップして苗をつくって販売をしながら進めると、そういうふうな取り組みもされてきているようであります。

実際、私も行ってびっくりしたんですけども、紀美野町において山の中やと、だから山菜なんかあるんやというふうに思ったんですけど、そういうふうな段ではなかったですね。この町では山菜があるといっても10回かそこら採ったらもうそれぞれなくなってしまうと。やっぱりそれは生産をしていかなきゃならない、そういう点を町としても取り組みが大事かと思えます。見解を聞きたいと思えます。

次に、交通便利について聞きたいと思えます。

以前から質問を続けてまいりましたけれども、この3月議会では、今、町田議員がおっしゃったみなべ町の取り組みを御紹介して、そして検討してもらいたいと、こういうふうにしたんですけども、今、総務課長の答弁を聞いていましたら、これから検討すると。さきの3月議会の私の質問はどうであったのかなというふうにちょっと心配になったんですが、何にしても検討していかなきゃならんと思えますけども、ちなみに山古志のほうでもこの問題について取り組みをしていました。以前から私も1つ目はデマンド、それでもう1つは過疎有償運送法に基づくボランティアの方に近い方々、ボランティア、あるいはボランティアに近い方々の中で足の確保、交通の利便を図るということでされていくことが大事かということで質問してまいりましたが、この山古志においては、昔の前村民ですね、この方々が会員に入って、それで当然会員に入りますから契約を結びます。そういう中で過疎有償運送に基づいて運転手さんがそういう認定を取ってきて、そしてやっているんですけども、何にしても紀美野町というのは旧美里町と旧野上町がございまして、役場周辺においては非常にまだ買い物等にも、あるいは医療、お

医者さんも近くにあると、そういうふうな面でありますけれども、何といたっても旧美里町、あるいは小川や、それから志賀野というふうになってまいりますと、大変足の問題、交通利便の問題というのが大事な課題になってくると思います。

3つ方法あるんでしょうけれども、路線バスという路線の定点による運送、それからデマンド方式、あるいは過疎有償運送によるタクシーに近い状況ですね、こういうふうな等々やり方があると思いますけれども、この問題について、先ほど取り組みを検討するというふうな答弁でありましたので、いろいろなやり方があるということの中で答弁がありましたので、それはあえてまたどうせいとは言いにくいんですが、もう一度その辺のところですね、非常に枝道が多いこの町ですから簡単にいかない部分もあると思いますが、その辺のところもうちょっとお聞かせ願えたらと思います。

あと災害対策の観点から常備消防についてお聞きしたいと思います。

山古志というのは日本有数の地すべり地帯と、こういうことの中であの震災でずっと滑ったと、そういうふうな災害があったんですけれども、この紀美野町も大変地すべり地帯が多いんですね。特に旧美里のほうに行けば本当に大きな地すべり地帯がございます。そこでいろんな工事等していただいているわけがございますけれども、何にしてもどれだけ大きな震災が起こるか、まだ現在のところいろいろと言われているようなところで、この町においてももし言われているような震災が起これば大きなことになってくると思います。しかも地域的には非常に長い、また細長い、そういう立地条件としては厳しいものがあると思います。

そこで、町長もこの山古志村に視察に行かれて、そして紀美野町になってからヘリポートをどンドンとつくっていかれたと、そういうことはそういう面で非常に見据えた業績だと思うんですが、あとそのヘリポート等はございますけれども、何にしてもヘリコプターといえどもそう動けんわけですね。さあというときに370号とか、あるいは県道、これが寸断されてしまったときに常備消防がすぐ駆けつけるということについては大変厳しいものがあるんですよ。そういう点で地域では自主防災の組織の方々や消防団の方々が救済・救助に一生懸命頑張ってくれると思いますけれども、そういう中でも常備消防の方もそういう経験、実際に訓練をされていますし、いろんな知識を持っておられる。そういう方々が指導して倒れた家屋から人を引き出すとか、いろんなことをしていかなきゃならないと思います。そういう点で寸断されてしまえば行けない部分があるということから考えて、やはり常備消防の分署というのが必要ではないかと

いうふうに思います。そういう点で町の見解を聞きたいと思います。

4点目に、磁気ループについて聞きたいと思います。

磁気ループというのは、もう既に町のほうは施設をつくっていただいているわけですが、簡単に説明したら、耳の不自由な方、その方々が補聴器を使うんですけども、補聴器の場合は、補聴器についた機械のマイクから音を拾って、そして増幅して、そして小さな簡単なスピーカー、そういうふうな切りかえで耳に送ると。そうするとマイクで拾った音というのは、雑音も含めているんなものを拾ってしまっただけで増幅すれば非常に耳の中で聞きづらい、苦しいというふうに言われますね。そういう中で、この磁気ループというのはマイクを通してそこで得た声なり音楽を磁気に変えて、そして、それを送って、そのアンテナというんですか、ループの中に座っている方々が今度はそこにつけた特別なイヤホンですね、そこで来た磁気のそれをイヤホンに拾って耳に伝えますから、マイクで言うた声そのまま耳に入ってくると。ですから、非常にクリアにきれいに声が聞こえる。そういうことで特に講演等にはもってこいだというふうに聞いています。

そういう点で旧美里町にある文化センター、それから旧野上町、現在の中央公民館、また移動式のものも購入されたというふうに聞いているんですが、その利用状況についてお聞かせいただきたいと思います。

以上、4点よろしく申し上げます。

(11番 美濃良和君 降壇)

○議長(小椋孝一君) 産業課長、大窪君。

(産業課長 大窪茂男君 登壇)

○産業課長(大窪茂男君) 美濃議員御質問の1番目の町の産業対策についてお答えさせていただきます。

紀美野町は、山間地域の自然豊かな町で山菜等も数多く残ってございます。JA美里支店、JA野上支店では、ヤマブキ、ワラビ、コゴミの出荷があり、また、とれたて広場では、ヤマブキ、ワラビ、ゼンマイ、ウド、タラの芽、イタドリ、タケノコ、ハチク等を出荷される農家もあると聞いてございます。

町といたしましても、高齢化で労働力の低下を考慮した新作物の研究といたしまして、紀美野町農業振興研究会により県林業試験所を視察し、25年度においては田辺市のコゴミ栽培農家にお伺いし、栽培研修会を実施してまいりました。25年度より研究会で

コゴミの試験的栽培を行い、26年度には農家にコゴミ苗の配布を行いました。また、大阪中央青果での調査研修会では、山菜は人気が高く、有望視されているとのことで、中でもコゴミは関心が高い食材の1位であると農業新聞でも報道されました。紀美野町でも大変好評で、27年度においても苗の配布を予定してございます。すぐに出荷とはいきませんが、何年か先には栽培面積もふえ出荷できるものと思っております。

農業振興研究会の会員には農協も参加しておりますので、苗の手配、販売先の確保等連携しながら取り組んでおります。今後も情報等共有しながら連携して取り組んでいきたいと考えてございます。

以上、町の産業対策についての答弁とさせていただきます。

(産業課長 大窪茂男君 降壇)

○議長（小椋孝一君） 総務課長、牛居君。

(総務課長 牛居秀行君 登壇)

○総務課長（牛居秀行君） 私からは、美濃良和議員の2番目の御質問でございませぬ交通の利便性についてお答えを申し上げます。

先ほど町田議員に対する答弁でも申し上げましたが、現在、当町では町民の交通手段の確保のためコミュニティバスを運行いたしております。しかしながら、山間部が多い等地理的条件が悪い中、幹線道路から離れたところにお住まいの方々の交通の利便性に十分応えられていない状況でございませぬ。今後も高齢化や過疎化が進んでいく中で、通院や買い物対策としての新たな交通手段の確保の必要性につきましては、私どもも議員同様、問題意識を持っているところでございませぬ。

このような公共交通の空白地の解消を図る選択肢として議員御質問の中で触れられております過疎地有償運送やデマンド型交通などがございませぬ。過疎地有償運送につきましては、道路運送法第78条に規定されておまして、公共交通空白地における住民に対する十分な輸送サービスの確保が困難であると認められる場合において、それらを補完するための手段として特定非営利活動法人等が実費の範囲内で利益と認められない範囲の対価によって自家用車を用いて当該法人等の会員に対して有償運送を行うことを認めているものでございませぬ。しかしながら、過疎地有償運送を行うためには、町が設置する運営協議会において十分協議された後、国土交通省に申請の上登録される必要があります。登録を受けるためには、輸送の確保のためさまざまな条件が整っている必要があります。よって、この制度は、運行管理体制等十分整った信頼できるNPO法人等の

存在が不可欠となります。

また、デマンド形交通につきましては、運行方式次第では路線定期型交通と比べ利用者1人当たりの運行経費は平均で見ますと高い水準になる場合もあると言われております。どのような制度でもメリットとデメリットがございますが、先ほど町田議員への答弁でも申し上げましたが、今後、議員の御指導もいただきながら、紀美野町に一番適した交通困難者対策の検討をしていかなければならないと考えております。

一方、厳しい財政状況の中、財政的に持続可能な制度を構築しなければならない現状でございますので、近隣の取り組み事例も参考に総合的に研究・検討しているところでございます。

(総務課長 牛居秀行君 降壇)

○議長 (小椋孝一君) 消防長、家本君。

(消防長 家本 宏君 登壇)

○消防長 (家本 宏君) 美濃議員の3点目の御質問について御答弁申し上げます。

分署の必要性については、いろいろな角度から今までも何度か御質問をいただいているところです。議員御指摘のとおり、災害事故の複雑化及び大規模化に伴い、地域住民の方々の安全・安心を確保するとともに、住民サービスを総合的に向上させることは喫緊の課題でございます。現状においては、国から示されました消防の広域化に関する基本指針に基づき問題解決することが最も適切な方法であると考えております。

また、救助活動に関しましては、さきに発生しました大規模災害時の教訓から、要員動員力、即時対応力、地域密着性を有する消防団の活躍による部分が極めて大きいことは周知の事実でございます。平成25年12月に公布・施行されました消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律に基づきまして、各地域で迅速な救助活動が行えるよう油圧ジャッキ等の救助資機材を消防団詰所へ計画的に配置するとともに、消防団員に対し訓練も実施していきたいと考えています。

なお、長谷毛原中学校ヘリポートに隣接する第14分団第1部詰所には、先ほど議員がおっしゃいましたように、大規模災害時の交通の寸断等を想定した上で平成22年9月から救助資機材を搭載した車両を既に配備してあります。

以上、答弁とさせていただきます。

(消防長 家本 宏君 降壇)

○議長 (小椋孝一君) 生涯学習課長、岩田君。

(生涯学習課長 岩田貞二君 登壇)

○生涯学習課長(岩田貞二君) 美濃議員の質疑の4番目の磁気ループの利用について説明させていただきます。

磁気ループについては、平成25年に整備しております。高齢化が進み難聴者の方々に対応するため、宝くじコミュニティ助成事業を活用して文化センターみさとホールの前列から6列、142席に難聴者用磁気ループを設置したものです。補聴器を使って聞けば、雑音もなく鮮明に聞こえる仕組みとなっています。

利用実績については、文化センターで行われる文化センターの自主事業、敬老会、NHKの公開番組上方演芸会、町民大学講座などに利用している状況です。

今後ともこのシステムを活用して進めていきたいと思っております。

(生涯学習課長 岩田貞二君 降壇)

○議長(小椋孝一君) 11番、美濃良和君。

○11番(美濃良和君) 今、産業課長のほうからもう既にいろんな形で山菜を広げるために苗をやっていると、こういうことでありました。具体的には、今言われたことのようにすけども、余り伝わってきにくいんですよ。コゴミについて何人分でしたか、配布するというふうなあれがありましたけども、私の知り合いも応募したけども、それきりだったというように聞いているんです。その取り組みがちょっとよくわからんですけども、どういうふうになっているのか。それから、現在どこまで行っているのか、どれだけ苗の配布等がされているのか、その数についてはどうですか、もう一度お聞きしたいと思います。

次に、交通利便については、町田議員に対して検討すると、そういう答弁されておりますので余り深く申しませんけれども、ちなみにさっきから言うてるように、定点の路線と、それからデマンド、それからまたもう1つは本当にボランティアの力に近い状態ですね、過疎有償運送のあれを利用したタクシーですね、まさしく。そういうふうな方向の3つがあるんじゃないかというふうに思いますけど、これについては検討していただくというのでうまくこの3つを地形から考えたら利用する必要があるかというふうに思いますけども、検討という御答弁がありましたので、その方向で頑張ってもらいたいと思います。これは要望といたします。

3点目、消防の問題について、いろいろと消防団頑張ってもらおうようにこれから訓練もしてもらおうとか、それから毛原にはそういう資機材を積んだ車を設置しているという

ことなんですけども、だから、消防の分署は答弁はなかったんですが、要らないというふうな答弁であるのかどうか、その辺聞きたいと思います。

それから、4点目、磁気ループについて、中央公民館にも設置しているんでしょう。それから設置ができる言うてるんですか、それと何十人分というんですか、余り大きくないけれども、携帯のものも買っているというふうに聞いているんですけども、この利用した数というのはどれぐらいになっているのか、お聞かせいただきたいと思います。

何にしても見た感じ余り利用、どうなっているのかなというふうに思うんですよ。文化センターにおいては、課長の答弁があったように、前のほう140席ですか、決められた部分だけ、そこに耳の不自由な方は集まってくださいよというふうにしなければならんですけれども、そういうふうにされているかどうか、その辺のところはどのように皆さん方に案内しているのか、お聞かせいただきたいと思います。

以上、再質問とします。

○議長（小椋孝一君） 産業課長、大窪君。

○産業課長（大窪茂男君） 美濃議員の再質問にお答えさせていただきます。

議員が伝わってきにくいということでございますが、広報紙配布時にチラシで皆様にお知らせをしまして募集を行ってございます。それで苗のほうは募集を受けて3月に配布しているということでございます。昨年は53名の希望者がありまして、苗に限りがございましたので抽選をさせていただいて40名の方に400株を配布させていただきました。

現在どのぐらい配布できているかということですが、25年度に農業振興研究会の会員で980株で試験的栽培を行ってございます。どういったところが合っているのか、地形的にそういうことを研究して、失敗された会員の方もおられますし、よくできた会員の方もございます。それを受けて26年度にこういったところが適していますよというようなことで400株を26年度に配布したところでございます。27年度においても、またチラシ等で希望者を募って配布を行いたいと考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（小椋孝一君） 町長、寺本君。

○町長（寺本光嘉君） 美濃議員の再質問の3点目、消防の件についてお答えをいたしたいと思います。

これにつきましては、消防の分署が必要でないかと。これはもう必要でないとは私は

言いません。しかしながら、今までの経緯を考えてみますと、実はこの分署を置いてほしいという非常に多くの御意見がございました。しかしながら、町の今の財政を考えますと、やはりあそこに分署を置くことによって約1億の経費が要って、そしてまたそれにプラスされる経費がかさんでくるという中で非常に紀美野町の財政的に見ますと難しい。そうしたことで現在までお答えをいたしてきておるところでございます。しかし、議員のおっしゃられるように、国道370号が寸断され、そして山古志村みたいなそうした災害が起こったらどないするんやと、これはもう全くそのとおりでございます。

そうした中で、先ほど消防長が申し上げましたとおり、そうした機材ですね、そうしたものの配置を実は第14分団に配置をしております。そしてまた、美里中学校ですか、そのところにヘリポートを配置しておるといふふうなことで、やはりそうしたことへの対応、こうしたものは考えておるつもりでございます。

それと、実際、災害が起こりますと、やはり地元の消防団、これがまず呼びます。その消防団の活動によって命が助かった云々というのは非常に多い。そうした中で先ほど消防長も申し上げたとおりでございます。ただ、我々も今までは消防の広域化というのを非常に力を入れてまいったところでございますが、あいにく1つの消防組合の反対によってそれが成立しなかったという経緯ももう皆さん方御承知のとおりでございます。

そんな中で、実はことしの3月、消防指令室の共同運用ということで、和歌山市、そして那賀消防、そして海南市、そして紀美野町ということでこの共同指令室の運用が始まりました。そうした中でこの共同指令室、これにつきましては、御承知のとおり、和歌山、海南、それから那賀消防、紀美野町と、こうした連携の中で1つの取り組みを行っているということでございますので、そうした面で皆さん方にお力添えをいただける。

また、もう1点は、かつらぎ伊都消防組合、ここの近隣市町村の応援協定というのを結んでおります。

したがって、災害、またそうしたことが起こりましたら、こうした協定に基づいて隣接市町村の応援をいただける。そうしたことでこの地盤固めをしているということでございますので、ひとつ御理解を賜りたいと思います。

以上です。

○議長（小椋孝一君） 生涯学習課長、岩田君。

○生涯学習課長（岩田貞二君） まず、文化センターのほうから説明させていただきます。

固定型の磁気コイルを142席に囲んで実施しております。その中で壁とか、そういうところへ案内を表示して実施しております。

それから、中央公民館ですが、これがコイルが五、六ミリありますので、実際に中へ敷いてというのはなかなか固定型では難しいので、移動式を利用して一部分20席程度囲んで利用しているというのが現状でございます。敬老会や町民大学、人権等で座席の一角に20席分を囲んでいるというような状況であります。また、受信機についても10基ございます。利用できるように貸し出してあります。

以上です。

○議長（小椋孝一君） 11番、美濃良和君。

○11番（美濃良和君） 今、産業課長のほうから答弁いただいた山菜の問題ですけど、これはコゴミですよね。ほかのものについてはまだやっておられない。最近、県のほうが言うてるマコモについてもやられているようでもありますけれども、何にしてもこの辺でよくあるのはウドとかコゴミ、ゼンマイ、シソ等々があると思うんですけども、コゴミはちょっとおもしろいので植えられている方もあると思いますけども、実際にそういう振興会の方とか、そんなんじゃなくて、それぞれどこかでもらってきたりしてあるように思います。他のものについてもやっぱり広めていかなければならんんじゃないかというふうに思うんですよ。例えばこの間新聞で見てもみましたけど、ミョウガを乗せたすし、それから私、前に牧という町でいただいたんがウドを乗せたにぎりというんですか、そういうふうなものもやっておられました。等々考えてやっぱり振興会の方々がどんな取り組みをされているのか、その方々にということも余りどうせいこうせいと言うのも悪いか知りませんが、実際ウドなんかもあると言ってもそう何回も採るだけないんですよ、この町では。そういうものも含めてもう少し山菜という点で種類を含めた広げ方というんですか、栽培してもらおう、そうしていかなければあと本当に道の駅等ができて売ることがないというような状況になっていくということに心配します。もう少しいろんな形で皆さんに栽培していただきながら、道の駅も皆さん期待もありますから、ぜひそっちのほうへも発展してもらえたら、これは今回は入っていませんので、次のときにでも質問させてもらいたいと思いますが、そういうふうに山菜の種類ですね、もっと含めて拡大していくと、栽培を広げていくと、そういう点でもう一度答弁をいただきたいと思います。

それから、災害問題で町長から答弁いただいたんですが、何にしても一生懸命取り組

みをしていただいているのはわかります。しかし、本当にあのように大きな災害が来て道が崩落してとか、それから川や谷の水が堰とめられて谷全体が土の中に埋まってしまうとか、そういう寸断があっちこちに起こってきた場合に大変な状況になるかというふうに思います。

そういう点で今、分署についてもいろんな形であるというふうに、樫のほうに行けば、そこに住んでもらうと、消防署の方に。これはたくさんではないんですけども、とりあえず車動かせるという隊員でというふうに聞いています。

これから何といても高齢化が進んでいっている町ですから、消防団の方々に力貸してもらわなきゃならんわけですけども、もう端々のほうに行けば、消防団といっても相当年齢が高くなってきています。そういう中、訓練をしていただいて、自分たちのことですから、一生懸命訓練をしていただいて取り組んでいただくにしてもやはり限度があると。そういう点から今から考えたこともしていかなきゃならんかというふうに思います。

お金が要るということはよくわかるんですけども、樫の方式とかいろんなところがあるかというふうに思いますけども、御検討していただけたらと思います。

それから、磁気ループについて、壁に案内のものが書かれているということですが、磁気ループがどんなものかとか、そういう点でもう少し皆さん方に使ってもらえるように、こういうふうに非常にいいですよということも知ってもらって、そして使ってもらう方をふやしていくということも大事かと思しますので、もう一度答弁をいただきたいと思います。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（小椋孝一君） 産業課長、大窪君。

○産業課長（大窪茂男君） 美濃議員の再々質問にお答えさせていただきます。

コゴミのほかにほかのものをやってないのかということですが、農業振興研究会の会合等でいろんな何がよいのか、いろんな作物も話し合いがされてございます。それで、JAのほうでもヤマブキの苗ですね、毎年供給しているということも聞いてございます。それで、紀美野町の地形に合ったもの、また市場価格等どういったものがよいのか、今後何が紀美野町に合っているのか、また研究・検討してまいりたいと考えてございます。

○議長（小椋孝一君） 町長、寺本君。

○町長（寺本光嘉君） 美濃議員の再々質問でございますが、4点目の分署について検討せいと、こういうことでございますが、これにつきましては議員申されますように、消防団の高齢化というのも非常に懸念をするところでございます。しかしながら、今の紀美野町の財政として1億何がしかを入れて、そしてそこに職員を配置するというのは、やはり職員適正化の観点からも非常に難しい面がございます。そんな中でございますので、やはり地元の皆さん方の活動ですね、これに期待したい。

そうした中で、先ほど消防長も申し上げましたとおり、機材の配置、そしてまた訓練ということで実は対応いたしておるところでございます。また、山古志村のような大規模な災害になりますと、これは到底紀美野町だけでは対応できない。したがって、県、また自衛隊等々の出動を選んだと思います。そんな中でございますが、初期の救助ですね、これが一番大事やということで消防団の活躍に期待をいたしておるところでございます。ひとつ御理解のほどお願いいたしたいと思っております。

以上です。

○議長（小椋孝一君） 生涯学習課長、岩田君。

○生涯学習課長（岩田貞二君） 美濃議員の磁気ループがどんなものであるかということをご皆さんに周知して利用していけるようにということで、案内板を設置して今後皆さんに利用できるように検討していきたいと思っております。

○議長（小椋孝一君） これで美濃良和君の一般質問を終わります。

しばらく休憩します。

休 憩

（午前10時33分）

再 開

○議長（小椋孝一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時50分）

○議長（小椋孝一君） 続いて、3番、七良浴 光君。

（3番 七良浴 光君 登壇）

○3番（七良浴 光君） 私からは、3点お尋ねしたいと思います。

1点目、きみのこども園に勤務する職員の駐車場について。

現在使用している職員専用駐車場は、従来の野上第1保育所と同様の駐車場を使って

いるが、こども園となり職員数もふえ狭いように考えるがどうか、お尋ねいたしたいと思います。

2点目、防火水槽の設置について。

平成20年以降、各地域からの防火水槽設置要望数及び防火水槽設置数をお尋ねいたします。

3点目、地域おこし事業に対する町補助金を支出することについて。

現在、町内各生活圏で地域おこし事業が活発に実施されており、今後も各地域で地域おこし事業を検討しているとの話も聞いております。そこで、国または県の補助金にプラスして町の補助金を出す考えについてお尋ねいたします。よろしくお願いいたします。

(3番 七良浴 光君 降壇)

○議長 (小椋孝一君) 保健福祉課長、宮阪君。

(保健福祉課長 宮阪 学君 登壇)

○保健福祉課長 (宮阪 学君) 七良浴議員の1番目の御質問にお答えいたします。

きみのこども園に勤務する職員の駐車場についてでございます。

本年4月よりきみのこども園として開園いたしました。園児数でございますが、前年度末では115名、5月末現在では5名ふえ現在120名でございます。また、支援センターを含む職員につきましては、昨年度は25名で4名の増で現在29名でございます。

朝夕の通園児の保護者にできる限り迷惑のかからないよう職員の車28台を1カ所に詰めて駐車させておりますが、駐車スペースの約半分を使っております。また、朝夕の通園児の送迎では、動木集会所の駐車場も使用させていただいているのが現状でございます。

議員御指摘の職員の駐車場が狭いのではないかと御質問でございますが、他に職員用駐車スペースもなく、確かに朝夕の送迎時には混雑を避けるため職員には不便をかけていることを認識してございます。

今後、児童数の増減に伴う職員数も考慮しながら、何らかの対策を考えていきたいと考えてございます。

以上、お答えといたします。

(保健福祉課長 宮阪 学君 降壇)

○議長 (小椋孝一君) 総務課長、牛居君。

(総務課長 牛居秀行君 登壇)

○総務課長(牛居秀行君) 私からは、七良浴議員の2番目の御質問でございます
防火水槽の設置についてお答えを申し上げます。

議員お尋ねの平成20年以降の各地域からの防火水槽の設置要望数につきましては3
件でございます。設置数については0件でございます。

補足説明させていただきますと、3件のうち1件は後日要望の取り下げがございま
した。また、1件は要望があった場所が急傾斜地であり、設置場所としては適さないとい
うことと、その地区には防火水槽が3カ所ございました。消火栓も近くにあったという
ことで設置に至らなかったものでございます。また、もう1件につきましては、設置要
望箇所の地主の方の用地提供承諾書及び立木伐採承諾書もいただいております。現在
設置について調査検討を行っているところでございます。

以上、答弁いたします。

(総務課長 牛居秀行君 降壇)

○議長(小椋孝一君) まちづくり課長、西岡君

(まちづくり課長 西岡靖倫君 登壇)

○まちづくり課長(西岡靖倫君) 七良浴議員の3番目の質問にお答えさせてい
たします。

紀美野町での地域おこしの事業は、議員の皆様もよく御承知のとおり、国または県の
過疎集落支援総合対策の補助制度を活用して平成22年度から各地域で始まっておりま
す。これまで個別の集落や市町村全体ではなく、住民生活の一体性を重視した過疎生活
圏への総合対策の事業でございます。

これまで4つの地域で町おこしの事業が展開されております。しかしながら、国・県
の補助制度は、イニシアルな費用に対する補助制度であり、その事業を継続していく
ために必要なランニング費用に対する補助は出ておりません。町では、各地域で始ま
った町おこし事業を継続していくことができるように、平成26年度にまちづくり支援
補助金を創設しております。昨年度の実績は5団体から申請があり、金額は216万2,
000円補助いたしました。

次に、議員が言われます国・県の補助金にプラスしての町の補助金を支出すること
については、現在のところ考えておりません。

以上、簡単ですが、答弁とさせていただきます。

(まちづくり課長 西岡靖倫君 降壇)

○議長 (小椋孝一君) 3番、七良裕 光君。

○3番 (七良裕 光君) 1点目のきみのこども園に勤務する職員の駐車場の件で
ございます。

ただいま宮阪課長から御答弁をいただきました。確かに職員数が4名ふえているとい
うことでもございまして、今後また併設されている支援センターとの兼ね合いもあろうか
と思いますので、できる限り早い時期に駐車場の確保も考えていただきたい、このよう
に思います。

2点目の防火水槽の設置でございます。

総務課長からの御答弁の中で、要望数も少なく実際設置もされてないということでご
ざいますが、消防法の第20条には、消防に必要な水利施設は当該市町村がこれを設置
し、維持し及び管理するものとする。ただし、水道については、当該水道の管理者がこ
れを設置し、維持し及び管理するものとする。法で明記されている中で、答弁の後段、
消火栓の近くであったのでという御答弁もございましたが、過去の阪神・淡路大震災を
初め多くの地震災害時には消火栓は全く機能していない事実、また、本町においても原
水をくみ上げるポンプの故障や配水管等の漏水により生活水にも支障を来した事案も発
生していることから、火災発生時にはいつでも消火水として使用できる耐震防火水槽が
必要であると思うが、お考えをお尋ねいたします。

3点目の地域おこし事業に対する町補助金を支出することについて。

ただいまの答弁では、現実、紀美野町では国・県の補助金にプラスした町補助金は支
出していないという御答弁でございました。しかし、県内の各市町村へ研修に行かせて
いただくと、多くの市町村では町の補助金をプラスして地域おこし事業を地域の各生活
圏の住民の方々が要望する形態の事業として実施している。そういうお話も聞いておる
わけでもございます。例えばソフト事業のみに充当する県費補助、また国の補助でもハー
ド事業に充当する割合が大変厳しいというような中で、もう少し町の補助金を出してい
ただくことによって地域生活圏の人々の思い描いた事業が実施されるのではないかと、
このように考えますが、皆さん方の希望する事業の実施に比べられないのか、お尋ねを
させていただきます。

以上です、よろしく申し上げます。

○議長 (小椋孝一君) しばらく休憩します。

休 憩

(午前 1 1 時 0 2 分)

再 開

○議長（小椋孝一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前 1 1 時 0 2 分)

○議長（小椋孝一君） 総務課長、牛居君。

○総務課長（牛居秀行君） 七良浴議員の再質問にお答えを申し上げます。

防火水槽の設置につきましては、議員御指摘のとおり、消防法第 20 条第 2 項におきまして、消防に必要な水利施設は、当該市町村がこれを設置し、維持管理するとなっております。設置につきましては、町の責務でございます。

防火水槽は、万一火災が発生した際に火災の被害を最小限に食いとめるための消火活動に必要な水をためておく水槽でございます。消火栓や河川、池、プールなどと同様、消防活動を行う際の水利施設でございますので、地域にとりましても大変重要な施設であると考えてございます。

現在、紀美野町内には 108カ所の公設の防火水槽がございますが、防火水槽の設置につきましては、用地の提供、承諾書と立木伐採承諾書をいただくこととしており、設置につきましては町のほうでさせていただきますが、用地につきましては、地区の御協力をいただいているところでございます。

今後におきましては、消防本部や地区区長たちと連携を密にして無水地区の防火水槽設置に取り組んでまいりたいと考えてございます。

○議長（小椋孝一君） まちづくり課長、西岡君。

○まちづくり課長（西岡靖倫君） 紀美野町のまちづくり事業におきまして、議員のおっしゃられる補助金に関しましては、厳しい財政事情を踏まえた上で現在行っている、また今しようとしております紀美野町まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定に基づいた上で各地域での地域おこし事業を進めていく場合、県と相談しながら紀美野町にとっては最も適した事業というものを 1 つ今後考えていかなければならないとも考えております。

そんな中で、議員おっしゃられておりますソフト事業、ハード事業に対する割合に関して紀美野町としましても国の制度や県の制度を考えながら進めて、また取り組みのい

ろいろな方法から見ていきたいと考えております。簡単ではございますが、答弁とさせていただきます。

○議長（小椋孝一君） 3番、七良浴 光君。

○3番（七良浴 光君） 2番目の防火水槽の設置でございます。

ただいま総務課長から丁寧な答弁をいただきましたが、今後、防火水槽の整備というお話であったんですが、耐震性の防火水槽ということで設置をお願いしたいなど、このように思いますので、再度御答弁願いたいと思います。

以上です。

○議長（小椋孝一君） 総務課長、牛居君。

○総務課長（牛居秀行君） 再々質問にお答え申し上げたいと思います。

議員御指摘のとおり、平成23年の東日本大震災以降、国の指導により防火水槽の耐震性が非常に厳しく問われるようになってございます。今後の設置につきましては、議員がおっしゃるとおり、災害時のことも考えまして耐震設計等行き届いた設計のもとの防火水槽の設置に努めてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（小椋孝一君） これで七良浴 光君の一般質問を終わります。

続いて、5番、田代哲郎君。

（5番 田代哲郎君 登壇）

○5番（田代哲郎君） まず最初に、地域包括支援センターの職員体制についてお尋ねします。

まず、地域包括支援センターの紀美野町の高齢化率は2015年、平成27年3月末で41.8%ですが、我が国における高齢化の特徴の1つは、都市だけではなく、過疎地まで全ての地域で起こる高齢者のひとり暮らしと高齢夫婦のみの世帯の増加です。紀美野町でも民生委員の皆さんによる2014年、昨年11月末までの調査では、ひとり暮らしの高齢者は547世帯と減る傾向にはありますが、高齢夫婦のみの世帯と合わせれば高齢者の半数近くはひとり暮らしか、もしくは夫婦のみで生活していると推測されます。

こうした実情に対応するため、厚生労働省は、高齢者が住みなれた地域で尊厳あるその人らしい生活を継続することができるように地域包括ケアを基本的な方向として進めてきました。その地域包括ケアを具体的に実現する機関として地域包括支援センターが

活動しています。主な業務は総合相談支援などですが、新たに在宅ケア会議の推進、在宅医療・介護連携の推進、認知症施策の推進、生活支援サービスの体制整備に係る事業が加わりました。

厚労省は、事業を効率的・効果的に実施するためとして地域包括支援ネットワークの構築を強調しています。地域包括支援ネットワークとは、地域包括ケアを実現するネットワークであり、地域の利用者やサービス事業者、関係団体、民生委員、一般住民などによって構成される人的なネットワークのことです。高齢者が自立して生活できるような地域づくりの実践であり、地域包括支援センターはそうした取り組みを担う機関だとされています。人と人との結びつきの延長であるネットワークづくりは、担当者が地域に積極的に出向いてかかわり、幅広い人脈とつながりをつくっていくことが大切です。したがって、携わる職員は専任であることが求められます。

紀美野町でもきみの長寿プラン2015で地域包括支援センターの機能強化を掲げていますが、介護保険事業に伴う他の業務との兼任で運営されているのが実情です。地域のネットワークづくりを積極的に進めるために地域包括支援センターの職員配置を専任にする考えがないか、お聞かせください。

次に、農林業専門担当課の新設についてお尋ねいたします。

農林水産省の農林水産基本データ集によると、日本の農業従事者は輸入事業から価格保証の廃止によって減り続け、追い打ちをかけるTPP、農協解体など農業切り捨て施策で農家は危機的な状況にあります。その上、高齢化も進んで農業を主にしている基幹的農業従事者は2000年に240万人でしたが、2014年には168万人となり、その63%が65歳を超えており、平均寿命は66.8歳です。

新規就農者も2011年、5万8,000人、2013年、5万1,000人と減少傾向にあります。49歳以下は1万8,000人と若い人がなかなかふえません。39歳以下は2010年で1万3,150人とどまり、定着するのは1万人程度だとみられています。

農水省は、農業従事者の昭和1桁世代が既に80歳以上となっており、農業を退くとみられる8年後には、基幹的農業従事者が大幅に減ると予測しています。販売農家も2000年、234万戸でしたが、2014年は141万戸で数年後には半減する見通しです。

紀美野町の農家戸数は、2001年から2010年の10年間で1割以上が減ってい

ます。農地利用率は2007年で75.3%、特に柿の作付面積が39%に激減しています。耕作放棄地は2010年、平成22年の農業センサスで171.8ヘクタールです。農地の多くは急傾斜地に点在しており、高齢化が進む中、町は単独事業も含めさまざまな財政支援を行ってきました。しかし、耕作放棄がふえているのも現状です。高齢化が進み、しかも小規模農家が多い紀美野町の農業を支えるには、新しい農産物の開発や試験栽培、販路の開拓、就農支援など、農協とも連携し、農家に寄り添いながらの粘り強い実践とサポートが必要ではないかと考えます。

一方、保有山林面積の小さい森林所有者が多く、高齢化も進み、素材価格の下落傾向が続く林業経営の実態も深刻です。

紀美野町は、森林が総面積の75%を占める町であり、林業支援の根本的な見直しも必要ではないかと思えます。そうした課題に取り組むために、農業・林業専門の担当課を新設する考えがないか、お伺いします。

3点目は、毎年6月の議会では、自然保護の問題と子供たちの教育、町のよさを見直すために、そうした視点での質問をしております。今回は、カジカガエルの生息調査についてお尋ねいたします。

紀美野町は、豊かな自然に恵まれており、学術的に価値の高い動植物が豊富です。例えば、カヤ、シラカシ、カツラ、イチヨウ、フジなど自然の樹木や甌穴が県の天然記念物に指定されているし、クスやモミ、モッコクなどの大樹が学術推薦樹として町指定になっています。美しい自然は紀美野町にとってはかけがえのない財産であり、その営みは欠くことのできない町財でもあります。したがって、町の自然として生かしていくことが求められ、次の世代に受け継いでいく取り組みも大切ではないかと考えます。

紀美野町には、県や町の指定を受けた樹木だけではなく、数多くの貴重な生物が点在しています。こうした財産は放置すれば失われていく宿命にあり、掘り起こすとともにしっかりと保護策が必要ではないかと考えます。

近年、貴志川の魚では、オイカワやカマツカ、ギギ、ウグイさえもほとんど姿を消し、カワムツや放流したアユしか見かけなくなりました。しかし、清流などにはまだ貴重な生き物が生息しています。私たちが住み暮らし続けるこの地域をより深く知り、自然とのよりよい関係を育むために町としての施策が求められると思います。例えば、貴志川や真国川、梅本川などに県の準絶滅危惧種に指定されているカジカガエルが生息しています。他の多くのカエルとは異なり、溪流という環境に適応し、周辺の自然林が維持さ

れることでその生息が保証されます。そのため、森林及び河川の自然環境の指標となる動物でもあります。

そこで、子供たちとともにその生息調査を実施し、豊かな自然の掘り起こしに取り組む考えがないか、お伺いします。

以上です。

(5番 田代哲郎君 降壇)

○議長 (小椋孝一君) 保健福祉課長、宮阪君。

(保健福祉課長 宮阪 学君 登壇)

○保健福祉課長 (宮阪 学君) 田代議員の1番目の御質問にお答えします。

地域包括支援センターの職員体制についてでございます。

議員説明のとおりでございますが、平成23年に介護保険法が改正され、地域包括ケアシステムの構築が国・地方公共団体の責務として定められました。これは医療・介護・予防・住まい、生活支援サービスを切れ目なく、有機的かつ一体的に提供する地域包括ケアシステムを日常生活圏域を単位に実現していくということで、ひとり暮らしや重度の介護状態にある高齢者の方など、どのような状況にあっても安心して地域で在宅生活を送ることができるようにしていくという考え方です。

また、平成26年には医療介護総合確保推進法が成立し、医療・介護の連携をさらに強化し、地域において効果的な医療提供体制の構築と地域包括ケアシステムの構築を総合的に推進していくことが示されました。

このような中、きみの長寿プラン2015では、基本的な目標として、1、地域包括ケアシステムの推進、2、高齢者の生きがいと健康づくり、3、高齢者が安心して快適に生活できる福祉の充実、4、介護保険制度の円滑な運営を掲げ、その目標を達成するための取り組みとして、1、在宅医療・介護連携の推進、2、認知症施策の推進、3、生活支援サービス・介護予防サービスの基盤整備の推進、4、高齢者の居住安定に係る施策との連携、5、地域包括支援センターの機能強化としています。

地域ネットワークの構築につきましては、議員御指摘のとおり、積極的に地域に出向き、多くの方々と顔の見える関係の上で構築されていくものと考えています。

本町では、平成21年に交通も不便な上、画一的ではない地域を理解し、地域に出向くことの必要性を認識し、従来の保健活動を見直し、役場全体、町ぐるみの健康づくりや介護予防活動を展開しているところです。

また、保健師の活動を業務担当中心から地区担当中心に変え、赤ちゃんから高齢者まで同じ地区担当の保健師がかかわることにしたことで担当する保健師が特定され相談しやすくなったため、民生委員・児童委員との連携が強まり、またさまざまな訪問もふえ、地域に出向く介護予防事業も積極的に展開してまいりました。

現在、地域包括支援センターの職員は、保健福祉課全ての保健師と社会福祉士がその業務を行い、主任ケアマネジャーも一部の保健師が兼務で行っています。

今後は、認知症施策の推進、在宅医療・介護の連携の推進、介護予防・生活支援サービスの提供など、さらに業務がふえてくるものと考えてございます。

今後は、地域包括支援センターの機能強化のため、運営協議会等の意見をいただきながら運営の充実に向けて検討していきたいと考えています。

以上、お答えといたします。

(保健福祉課長 宮阪 学君 降壇)

○議長 (小椋孝一君) 産業課長、大窪君。

(産業課長 大窪茂男君 登壇)

○産業課長 (大窪茂男君) 田代議員御質問の2番目の農林業専門担当課の新設についてお答えさせていただきます。

紀美野町の農業は、議員御指摘のとおり、小規模農家が多く、高齢化とともに維持管理が深刻なものとなっております。また、林業においても価格の低迷と高齢化により林業に携わる人も少なく放置された状況でございます。

国の制度を活用し、森林所有者の調査や間伐事業を森林組合へ委託する形で実施しているところでございます。搬出間伐に対しても町の補助金を支出している状況でございます。

現在の産業課の業務体制は8人で、農林、商工、観光等幅広く業務を行っておりますが、そのうち農林業を担当する職員は4人で、それぞれ事業の主担当、副担当を決め連携しながら対応しております。突発的な事業の参入や新規事業で一時的に業務が忙しくなる場合は、臨時職員の採用で対応してございます。現在の状況では対応できているものと思っております。

以上、農林業専門担当課の新設についての答弁とさせていただきます。

(産業課長 大窪茂男君 降壇)

○議長 (小椋孝一君) 総務学事課長、前田君。

(総務学事課長 前田勇人君 登壇)

○総務学事課長(前田勇人君) 田代議員の3番目の質問、カジカガエルの生息調査についてお答えをさせていただきます。

議員言われるとおり、紀美野町は、山・川等豊かな自然に恵まれ、そこに生息する学術上貴重な動植物が多く存在しております。その1つでもあるカジカガエルですが、その生息観察、調査等には、学術的にもよく知り得た人物が必要かと思われます。学校教育において、授業や、またクラブ活動等で教材として取り上げ、学習する場合も知識豊富な先生が必要になるのではないかと考えられます。県の自然博物館等に専門員の派遣依頼をするなり、今後時間はかかることと思いますが、検討してまいりたいと思います。

以上、簡単でございますが、答弁とさせていただきます。

(総務学事課長 前田勇人君 降壇)

○議長(小椋孝一君) 5番、田代哲郎君

○5番(田代哲郎君) 地域包括支援センターの体制と業務について詳しく説明していただきましたので、この分については言いません。

ただ、地域包括支援センターというのは、そういう非常に多忙ないろんな業務を抱えています。でも私は一番大事なのは、大切な任務で本来担うべき役割は、高齢者が安心して暮らせる地域づくりということではないかと思ひます。そのためにはこういうあれがあるんですけど、だから、厚労省はネットワークということを非常に強調するわけです。

1つは、本人、家族や地域の支え合う力を活用するという、具体的に言えば、「変わりないかい」というような日常性を生かした気軽に声をかけられる、互いに見守るといふ関係性をどう地域でつぐいでいくか、口で言うのはやさしいんですが、非常にこれが難しいです。

2つは、行政や福祉、医療など地域におけるさまざまな専門職や組織に地域住民に向けた高齢者の異変に気づくための視点をはぐくんでもらうということで、今でもネットワーク委員会というはあるはずなんです、専門職も含めた。それをどう生かすかということだと思ひます。日常の関係性やつながりがある専門職同士であれば、地域に暮らす高齢者の現状や課題などを共有できる連携の構築ということになります。お互いが連絡し合つてと、地域がどんな状態でどんな人がいてるか、と、そういうネットワークの構築です。

それから、3番目には、地域に住んでいる人たちが専門職を身近な相談者と認識することをどう促すかということです。地域住民に地域の医療、福祉の専門職などから地域全体での見回りの重要性や気づきの視点について学んでもらうと。専門職と言っても広げれば、例えば消防でもあるし、介護専門職もあるし、医療の専門職もあります。保健の専門職もあります。その上に警察もあれば介護もあるし、そういうところでどういふふうにお互いが見守ることの重要性とか気づきについて、あの人このごろちょっと変でないというようなことについて学んでもらうかということです。それから、日々の生活の中で接している住民や地域の商店というのは非常に少なくなりましたが、そういうところを初めさまざまな、牛乳屋さんであったり、新聞屋さんであったりとか、でもやっぱり牛乳屋さんとか新聞さんは、朝のうちで新聞がたまっているよとか、牛乳がたまっているというのはわかるんですけど、やっぱりこのごろこの人訪ねて来ないなというのがわかるのは地域の商店だと思うんです。それが非常に少なくなっていると。理髪業も含めたそういう販売業が少なくなっているというところにも問題があるんですが、そういうのをどう活用するかと。だから、言うのは簡単ですけど、こんなをつくらうと言うたら非常に大変です。

実践されているところは、高齢者が安心して暮らせるための地域づくりセミナーというのか、そういうのを開いて、住民と地域で活動している専門職が顔の見える関係で、あの人ほどこの何々さんということがお互いにわかるような関係で、そういうことの中でいざというときは相談しやすい環境をつくっていくということだと思うんです。だから、何かあればすぐ専門職につなげて、例えば地域包括支援センターでもつないで、そこからそれぞれの専門職につないでいくという、要するにひとり暮らしになっても地域で見守ってもらえるよという安心感をどうつくり上げるかということだと思うんです。でないと私たちもいずれはそうなるっていく、それは余談ですけど。

保健師の体制であるとか、今、非常に充実した体制をこの町の保健福祉課ではとってくれていることはわかります。それは日ごろ常々保健師たちと色々な問題を相談したり情報提供したりして活動しているものですから、ただ、それでも運営面の充実に向けてというだけでは、非常に多忙な色々な問題、仕事を抱えていまして、やっぱり8人全部あれしなくても、4人ですか、基本的には。主任ケアマネジャーと、それから保健師と3人ということが専任であればそういうことをきちっとつくり上げていけるんじゃないかと思うんで、そういうネットワークづくりに挑戦してもらおうということもあって

地域包括支援センターの職員配置を専任にしてほしいということをお願いしているわけですので、その点についてのお考えをお聞かせください。

例えばこれも農林業専門担当課の問題ですけど、紀美野町は農業支援といった財政的に乏しい中から営農支援というんですか、農業経営支援事業というのをやって、農機具の購入であったり、それから農作物の被害防止などにお金をつぎ込んでいますので新規就農も少しずつふえているということで伺っています。作付面積が減っているといって、ミカンや柿、山椒はある程度まとまった出荷ができるような状況で残ってはありますし、町長がいつも言われるんですけど、柿も山椒もPR活動を毎年一生懸命行って販売しているんやということも聞いています。ただ、圃場整備が非常に、圃場整備というのは、特に棚田などをきちっとつくれるようにまとめていくというのが非常に困難で、それは棚田だけではなく、棚田ではない地域でも圃場整備は非常に困難というか、なかなか話がまとまらないということがあるそうです。

特に気になるのは、やっぱり棚田などでの休耕田というのがかなり、最近も梅本とかへ見に行ったんですが、何年か前にはきれいにつくってあった田んぼがもう枯れ草でいっぱいになっていてというようなこと、特に遠くから見たんでわからないんですけど、中田の棚田とかは非常に残したい棚田になっているんですけど、どうも遠くから見る限りは休耕田がふえているというふうには見えません。ただ、三尾川の棚田のように一部野菜の栽培などに利用されているという棚田もあります。だから、そういうのは非常に前向きなことだと思います。

先ほど質問した美濃議員もそうですが、私も岡山県の吉備中央町というところを2回、農業問題で個人視察をしました。1ヘクタール未満の農家が65.5%の小規模な兼業農家が多いというんですが、この町の特徴は集落営農組織の育成強化に一生懸命努めていて、町内に30ぐらいの集落営農組織があるし、だから、休耕田の耕作放棄がほとんど見当たらないという特徴を持っています。ここはブルーベリーの新規栽培支援をやっているというので去年視察したんですけど、ブルーベリーの苗木を年間1,300本植えつけているということですけども、やっぱり紀美野町の山椒と同じような傾向になっていて、先にそういうことをやる時は販路をきちっとやってからやらんとという、あと観光のブルーベリー園とかもあるんですが、そういうことでした。

同じように山が険しいということで古座川町も視察したんですが、ここは森林組合が比較的機械化が進んでいて技術力もあるということで比較的元気だということでした。

森林組合に直接は行ってこなかったんですが、特用林産物としてユズ、それからシキミ、ユズは特にあれで、シキミとか千両の栽培に取り組んでいます。特に農事組合法人であるゆず平井の里というのは有名なんですが、ここがしっかりしたたかに頑張っているそうです。

ただ、棚田のことについては、兵庫県佐用町にも行って来たんですけど、ここはやっぱりオーナー制とボランティアで棚田を保全しているということでそんなに簡単にはいかないだろうということでした。そこでは棚田米というブランドで米を売っているということもあったんですが、いろんな町でいろんな取り組みをやっているんですが、それを見たからうちの町で本当に同じようなことができるかと言うたら、かなりやっぱりいろいろあると思うんですが、私たちは農業経験については何もわからないし、見ているだけなのでそれ以上の知恵は出ないんですが、やっぱり農業や林業に寄り添って粘り強いノウハウのサポートというのが必要ではないかというふうに常々思うんです。

先ほどの答弁で農林業にこんな状態で4人、一時的に忙しいときは臨時職を雇用しますよという、一時的に雇用される臨時職は、それは言ったらあれなんですけど、4人で農林業だけを担当しているんかと言ったら、そこらのところはわからないんですけど、やっぱり私の感覚としては、今の産業課全員で8人ということで、これも少ないかなという気がしますので、やっぱり人をふやすと同時に、農林業を専門に担当して、そういう粘り強い活動をしてくれる今は結果が出なくてもそういうことをしてくれる課のためにも独立して農林担当課を設置していくべきではないかと思っておりますので、その辺についてお伺いします。

カジカガエルの件ですが、何でこれが学術的に価値があるという、もちろん県の準絶滅危惧種というのに指定されているんです。レッドデータブックというのに載っているということで、山間部の溪流で流水に産卵をします。その鳴き声が古くから非常に人々に親しまれてきました。だから、この宿泊施設、もともとはふるさと公社が経営していた宿泊施設にカジカが多いということでかじか荘という名前をつけたんだろうと思います。

溪流の多い和歌山県では各地で生息していますが、森林が多く残っていることが条件なので紀南のほうに多いです。森林に囲まれた溪流が生息地の条件なので、溪流に適応した特異性と溪流生態系の一員として学術的にも貴重な資料とされています。紀美野町ではゲンジボタルと並ぶ観光資源だなと私は思っているんですけど、そんな鳴き声がど

んなんかきれいかどうかというのはほとんど知らない人が多いんです。知らない人が多いんです、きれいな声で鳴くというのも。

技術とか専門員がどうかということもありますが、子供たちと学校の先生やなくても町の職員でも一遍カジカの声聞きに行くかということだけでも、別に夜じゃなくても昼でも鳴いていますので、そういうことだけでも子供たちにそういう自然の状況を理解させていくというためにも、自然の掘り起こしにそういう取り組みを考えてそういう調査を、調査というのは大げさで、そういうことをやる考えがないかもう一度お伺いします。

○議長（小椋孝一君） 町長、寺本君。

○町長（寺本光嘉君） 田代議員の再質問の2点目の質問にお答えをいたしたいと思います。

農林業専門担当の新設についてということで非常に御提言を賜っておるんですが、やはり農業、また林業ということにつきましては、当課におきましては産業課の中の職員4名を張りつかせていただいております。そんな中でやはり県の専門員というのは、農業、また林業の専門員がおります。そうした中で指導を受けながらこれを進めているというのが現状でございます。

そんな中でございますが、田代議員のおっしゃられるとおり、農業も本当に大事です。私もトップセールスということで行かせていただいたり、また片やでは、先ほど議員もおっしゃられておりましたが、農業機械の購入やらそうしたさまざまな補助制度を活用しているというのが実情でございます。これからもやはりこの紀美野町にとりまして農業というのは切っても切り離せない。そういうような状況でございますので、県と連携をしながら今後進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いたしたいと思ます。

以上です。

○議長（小椋孝一君） 保健福祉課長、宮阪君。

○保健福祉課長（宮阪 学） 田代議員の再質問でございます。

安心して暮らせるまちづくりということが基本でございます。気軽に声をかけられる体制づくり、それから専門職のネットワークの連携の構築、身近な相談者、地域での見守り、より専門職の配置ができないかということでございますが、現在の体制では、社会福祉士1名、保健師1名、保健師で主任ケアマネ1名の位置づけでございますが、制

度横断的な連携が必要になるため、保健福祉課全員が対応し、各制度の事業につなぐ支援を行ってございます。また、包括の保健師のみの地区担当では、全地区をカバーすることが難しく、他の保健師と同様に地区担当を配置しているのが1つの強みと考えてございます。

紀美野町長寿プランにも書かれているとおり、地域支援事業の包括的支援事業に新たに在宅医療、介護連携の推進や認知症施策の推進、地域ケア会議の推進、生活支援サービスの体制整備に係る事業が位置づけられることとなり、従来の総合相談窓口に加え、これらの事業全てと密接に関係してまいりますと、ますます重要な位置づけとなってきますが、財政的な面も考慮しながら、他の補助施策等を活用した体制づくりを考えていく必要があると考えてございます。

以上、答弁といたします。

○議長（小椋孝一君） 総務学事課長、前田君。

○総務学事課長（前田勇人君） ただいまの田代議員の再質問にお答えをさせていただきます。

議員もおっしゃられましたとおり、カジカガエルとかというのは絶滅危惧種となっております。ほかにもまたトノサマガエル、ニホンヒキガエルといったものも生息しているというふうに聞いてございます。それにつきましては県の自然博物館に出前事業というのがございますので、その辺を活用してまいりたいと思います。

○議長（小椋孝一君） 5番、田代哲郎君。

○5番（田代哲郎君） 再々質問ですから手短に行います。

先ほど保健福祉課長の答弁の中にもありましたように、非常に手厚い配置になっていきますし、我が町の保健福祉事業というのは非常にすぐれていることは、先日も日高川町の高齢者見守りを視察したんですが、地域包括支援センターについても研修したが、紀美野町は進んでいますからねって逆に言われました。ただ、それはわかるんですが、地域を訪問していると高齢者の状況というのは極めて深刻な状況になっています。ひとり暮らしとともに老老介護がふえていますし、セルフネグレクトという、人にほったらかされるんじゃなくて自分から閉じこもってしまって、そういうネットワークから遠ざかるという、要援護者高齢者としてそういう人はリストには載っていると思いますが、個人情報保護にかかわるからもうここで明らかにしませんが、非常に大変な状況で、こんな状態でよくひとり暮らしをしているなという高齢者にたびたび出会いますし、何世

帯も私の把握している限りではありません。

そういう場合、個々のネットワークは立ち上げやすいんです。例えばAさんという人がここでひとり暮らししてるよと、それに係るケアマネジャー、訪問看護、何々見回りで行ってる人を集めて、この人どういう方向でしょうかという、そういう形のネットワークというのは、この間も私、あるひとり暮らしをされている高齢者の方の地域ケア会議に出席させてもらったんですが、また時々家族の了解を得て担当ケアマネとかと意見の交換をして方向性を決めたり、そういうことはやっていますので、そういうのは割に簡単にとは言わないんですけど、できやすいんです。でも地域でということとはなかなか難しいと。

近隣の自治体でも先進例なんていうのは全然ありません。だから、手探りです、やるとしても。だから、どこも自治体は人員の計画ということで減らしていますのでなかなか難しいんですけど、ここはやっぱり一番高齢者施策というのは力入れてもらわないと大変だろうというふうに考えています。

職員配置を専任にすることができないんだったら、できるだけ充実させるという、これ以上ふやせないとおっしゃるかもしれないですけど、そういうことが必要ではないかと思しますので、その点お考えをお聞かせください。

農業問題というのは、これも非常に難しいんで、農事組合法人とか営農、みんな組んで農業やるというのは、この町にはなじまないと初めから言われるんです、どこへ行っても。でもそんななってもやっぱり耕作地はますますあれするし、うまくいってるとこは何とか小規模で頑張っている農家もありますし、6次産業も成功しています。ただ、この問題が非常にあれというのは、若い人たちが農業を大事にというか、非常にサポート力を強めなあかんというのは、若い人たちが最近では紀美野町に住んで農業をしたいという人がぽつぽつあるんです。僕もこの間会いました。そのとき大変ですけどねと言うしかないんで、やっぱりここへ行って相談してくれたらちゃんと乗ってくれるんでということがないと、子供連れで移ってきて農業をしたいんよという、そんなに簡単なものではないと思いますけど、だから、農業・林業での仕事おこしというのは、やっぱりこれからの若い人たちの定住にとっては非常に大事ではないかという、だから、子育て支援とともにそういうふうな仕事おこしというか、何とかここでやったら農業をやるよという、そういうことで位置づける必要があるんじゃないかと思えます。だから、だめだと言わないで粘り強く、集落営農もどうしたらええか僕らもわからんですけど、取り

組んでみてはどうかというふうに思います、多分難しいやろうけども。

だから、これがないと圃場整備なんて全然進まないの、だから、やっぱりしっかりしたノウハウで新しく来たいという人、今5人ほど新規就農が続いているんですけど、そういうふうにサポートしてくれる町になってほしいなと思うので、ですから、担当課をつくるのは難しければ、農林業のサポートをもっともっと人ふやしてでも強化するということができないかという、その辺の考え方をお聞かせください。

特に林業については、ほかの町と違うのは非常に深刻ですから、どこも深刻ですけど、それでも何とか仕事おこしでやっている町もあるんで、でもそのカジカガエルですけど、カジカガエルはそういうことで何とかあれしていただいたらいいんですけど、ただ、気になっているのは、県の文化財に指定されている樹木等が結構放置されているのが多いんです。例えば国木原にあるノダフジですか、あれもほとんど行っても看板はあるんですけど、どれがノダフジなんかよくわからないという、そんな状況で、それから学術推薦樹というのもそういう形になっているんで、そういうところへ一週カジカの生息調査とともにそういうところにも目を向けてほしいなというふうに思いますので、そういう点での考えもお聞かせください。これは一般質問のあれには載ってないんですけど、よろしくをお願いします。

○議長（小椋孝一君） 保健福祉課長、宮阪君。

○保健福祉課長（宮阪 学） 田代議員の再々質問でございます。

地域を訪問すると深刻な状態、セルフネグレクト、いろんなサービスを自分で拒否するというふうな状態、こんな状態のひとり暮らしのお家があるというふうな御指摘だったかと思います。

本町では、日常生活の見守りというふうな形で配食サービス、それから郵便局員による声かけ、ひとり暮らし高齢者台帳の登録、避難行動要支援者名簿の作成、紀美野町にここネットワークが現在事業として行われてございます。

何分地域の民生・児童委員に全てお任せするというのは、これは大変難しい話でございます。長寿プラン2015の中にも記載の欄がございます。生活支援や介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネートの機能を果たす生活支援コーディネーター、地域支え合い推進員を圏域ごとに配置を目指したいというふうなことも計画ではうたわれてございます。財政面等々もございまして、できる限り受け入れ体制、ネットワーク体制づくりに今後邁進していきたいと考えてございますので、御答弁といたします。

○議長（小椋孝一君） 産業課長、大窪君。

○産業課長（大窪茂男君） 田代議員の再々質問でございます。

確かに議員おっしゃるとおり、農業・林業それぞれ粘り強いサポートが必要だと私も思っているところでございます。昨年度、新規就農者5名でございます。今後、就農するであろうという存在している人というのは9名程度おりますので、先ほど町長が言ったとおり、県の担当者の指導を仰ぎながらできるだけの支援を行っていきたいと考えてございます。

○議長（小椋孝一君） 教育長、橋戸君。

○教育長（橋戸常年君） 田代議員の再々質問でございますけども、先ほど課長も申しあげましたように、カジカガエルの調査等については、出前授業等を活用しましてやっていけたらなと思っておりますし、私の手元に全国規模で水生生物の調査を夏休みに家族でやろうというようなチラシもございます。こういったイベントというのか、こういった事業にも積極的に町内の子供たちが参加していただいて、川や生き物や自然に興味を持っていただきたいな、そういうことを強く思っているところでございます。

あわせて去年も子供たちが川に戻ってほしいというようなことを私も申しあげたように思うんですけども、その後、例えば去年、河川のボランティア、清掃活動がありますね、がたろ大作戦、去年はがたろはちょっとあれだったと思いますけども、美里のほうでは8月の末だったか、毎年河川の清掃を行っておりますけども、参加させていただいても子供たちの参加というのが極めて少ないというか、しかも地元の子供たちが余り参加していなくて、外へ出ておる孫さんたちが来て参加するとかというような実態があるわけですけども、何にいたしましても子供たちが自然の中で生活してほしいというのは強く願っているところでございますので、御理解賜りたいと思います。

あわせて県指定の天然記念物等の話が出たわけですけども、文化財の保護審議委員2名、県のほうから委嘱されておまして、パトロールはしていただいているんですけども、私どものほうで直接何か手を加えるであるとかしたということではございませんので、看板についても非常に朽ちてきておるというか、見苦しくなっておるような実態がございます。言われたとおりでございますので、今後整備について検討していきたいと思っております。

○議長（小椋孝一君） これで田代哲郎君の一般質問を終わります。

しばらく休憩します。

休 憩

(午後 0時04分)

再 開

○議長（小椋孝一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 2時05分)

○議長（小椋孝一君） 続いて、6番、西口 優君。

(6番 西口 優君 登壇)

○6番（西口 優君） まず1点目です。当初予算にみる運営・委託費用について。

①として、当初予算は現職の議員で通っているので新人議員の私としては、考え方、今後の方針を聞かせていただきたいと思います。

世間一般で箱物と言われる公共施設について、建てる時は喜んでいただけるのですが、建築後の利用者の反応、当初の目的に合致しているかなど費用対効果を検証していく必要があると思います。町施設の主なもので天文台の使用料が21万円に対して運営費に3,949万3,000円がかかっています。ただし、このような建物は営利を目的とするより、次世代の子供たちの科学に対する興味を伸ばすためのものだと考えているのです。みさと天文台ほどの望遠鏡を持つ町営の天文台は全国で2カ所、ランクでは8番目に大きいと聞きました。この財産を生かす方法を考えているようには見えにくいのです。例えば県には補助金の申請、県民の友でのPRをお願いするなど、近隣市町村にも協力依頼、町内施設にももっとチラシなどを置いて広くお互いの宣伝を進めるべきと考えます。この点についてはどうなっているのか。

②として、かじか荘について尋ねます。

施設管理委託料1,131万5,000円計上されています。この委託料の算定基準はどこから来たのか、施設管理委託先はどのようにして決めたのか、債務負担行為はどうなっているのか、今後の契約はどのように考えているのか。

③として、セミナーハウス未来塾について質問します。

ネットで検索すると、「お一人様から80人規模の団体までリーズナブルな価格で御利用いただけます」となっていますが、友人が6月2日、電話にて確認すると、「素泊まりならまだしも、うちは団体さんしか取り扱っていません。お食事とお泊まりなら近くにいいところがあるので、かじか荘かだるま湯に行ってくれたほうがいいと思います

よ」と断られたとのこと。セミナーハウスには委託料として308万6,000円支払うとなっています。この委託料の算定基準はどこから来たのか、施設管理委託先はどのようにして決めたのか、施設の利用頻度、リピーター度、債務負担行為はどのようにしているのか、今後の契約はどのように考えているのか。

④として、山の家おいしの委託料は246万9,000円です。この委託料の算定基準はどこから来たのか、営業施設として活気が見られません。委託先はどのようにして決めたのか、債務負担行為はどのようにしているのか、今後の契約はどのように考えているのか。

⑤です。公的施設では浄化槽清掃手数料、浄化槽維持管理委託料、浄化槽法定検査手数料という3点が大半セットでついています。主なもので本庁は中央公民館と合わせて浄化槽清掃手数料5万4,000円、浄化槽保守点検業務委託料49万円、浄化槽法定検査手数料1万2,000円となっていますが、単体なのに美里支所では浄化槽清掃手数料51万8,400円、浄化槽維持管理委託料77万7,600円、法定検査手数料1万円、文化センターの浄化槽維持管理委託料142万6,000円、浄化槽法定検査手数料1万円となっています。この算定基準はどのようにしているのか。浄化槽清掃手数料、浄化槽維持管理委託料、浄化槽法定検査手数料とはどのようなものか。公共施設はまだまだまだたくさんあります。全ての施設について引き下げ努力はどのようにしているのか。

2点目です。固定資産の課税について。

①として、ネットで検索すると固定資産評価審査委員会は、市町村に置かれる行政委員会である。その責務は別に法律の定めるところにより、市町村長とは独立した中立的・専門的な立場から固定資産課税台帳に登録された事項に関する不服の審査及び決定、その他の事務を行う（地方自治法第202条の2第5項）ことであるとなっています。文面を判断するに固定資産の税額を決めるのではなくて、納税者が納得いかない場合、異議の申し立てを審議するだけと思われれます。固定資産税の課税額はどのように決められているのか。

②です。バブルがはじけて久しく、町内地価の市場取引価格は10分の1くらいかな、もしくはもっと下がっているかもしれません。固定資産税には土地と建物が含まれていますが、土地だけのバブル崩壊後の年度別固定資産課税評価額はどのようにしているのか。

③です。固定資産評価審査委員会はどの程度の頻度で行われているのか、固定資産評価審査委員会の会議の傍聴、会議録は誰でも閲覧できるものか。

3点目です。高齢者対策について。

①として、国の高齢者比率が25%を超えたと聞きました。国の高齢者比率よりもはるかに高い紀美野町では、国よりも進んだ高齢者対策が必要と考えます。将来の安心した生活を迎えるために町はどのように考えているのか。

②です。私の母は102歳です。家族介護用品支給を受けています。この介護用品支給を受けるとき、当時、私から何か使える介護用品がないですかと聞きました。そうして教えていただいたのですが、少しでも行政にかかわった経験があつてこの程度です。一般の人たちにはわかりにくいと思われまふ。周知の方法はどのように行つてゐるのか。

③です。昔、議員をしていたころに敬老金規則について尋ねたことがあります。趣旨としては、本町在住の高齢者の長寿を祝福して敬老金を贈呈することにより、その福祉増進と町民の敬老思想の高揚に寄与することを目的とする。結構なことではあります、高齢者の意見が反映されていないように思えます。同じことならきみの商品券でなく現金支給のほうがお年寄りに喜ばれると今でも思つてゐます。きみの商品券が使い勝手が悪く、タンスの中に残されている場合があるとも聞きます。総発行枚数と使われた回収枚数はどのようなものか。

4点目です。役場の民意の受け入れ姿勢について。

先日、本郷集会所の屋根がさびてきているから傷みがひどくならないうちに直したほうがよいのじゃないのかと指摘を受けました。役場に聞いてみると、区長さんを通して話を持ってきてほしいとのこと、早速、区長さんの家に行つたのですが、夜まで帰つてこないとのこと、夜に再度連絡をすると、区長さんが私が役場に行つてきますと言つてくれましたが、一連の流れを見るとお役所仕事そのままです。役場というのは民意をいかに効率よく行政に反映するべきと考えます。誰の声であつても指摘を受ければ検討する。町民みんなで役場の気づかないところをサポートする。このほうがよいと思うのですが、考えを聞かせていただきたい。

5点目です。かしこ池の土壌・水質について。

①かしこ池付近は自然環境もよく、子供のころカラスガイ、タニシを採りに行つたものです。ところがごみ処理場ができてから貝が死滅してしまい、いまだに見かけたことがないのです。グラウンドの整備ができて昔の面影はありません。年代の記憶は定かでないのですが、たしか焼却炉もあつたはずであります。どうなつたのか。

②土壌・水質の心配は私だけではないと思ひます。調査をしてはどうか。この考えの

根拠は、吉見ごみ処理場は若者広場に比べて新しいので、ある程度廃棄物が分別されていたと思われませんが、それでも水質検査を行っています。吉見ごみ処理場よりも劣悪な環境だったところが野放しではいけないのじゃないかと思うからです。考えを聞かせていただきたい。

6点目です。マイナンバー制度について。

10月から一人一人にマイナンバーの通知が行われることになっています。役場の準備はもう既にできていると思われませんが、町民には何のことだかよくわかりません。セキュリティにも心配があります。どうなっているのか。

7点目です。国保被保険者証の本人確認の必要性について。

運転免許証のように顔写真が載っていない被保険者証では、悪意を持てば現状では誰かの保険証を借りてきても使うことが可能に思えます。役場では利用状況確認のため住民課よりはがきを送られてきますが、これだけでは対処できないと思われます。運転免許証のように国保被保険者証に顔写真をつけることはできないものか。

8点目です。学校の通学区域について。

例規集によれば、紀美野町立小学校及び中学校通学区域規則というものを設け通学区域を定めています。福井地区の子供は小川小学校と決められています。保護者の話として、子供の数によるスポーツの制限、中学校で統合されたとき、多人数と少人数の力関係の融和の心配などを聞かせていただきました。学校は子供たちのものでなければなりません。思うに例規集の規則は、役場の都合であって子供を持つ親の考えが反映されていないようにも思われます。規則ができた経緯はどうだったのか。今後の方針として、保護者もしくはもうすぐ小学生の保護者になる人たちとの話し合いを重点的に行い、心配事の回避及び通学区域の見直しをするべきでないか。

9点目です。町長・副町長の政治姿勢について。

私たち議員は、町長とともに町政の発展に寄与したいと考えて立候補し、皆様のおかげをもって当選させていただきましたが、町の執行者である町長・副町長が特定の議員にのみ当選祝いに行ったと聞きました。事実関係はどうか。以前は公用車で特定の候補者を回ったと聞いたことがありましたが、今回は自家用車ということですから詮索すべきでないのかもしれませんが、仲よくいっている議員間に溝をつくるようなものです。当選祝いに回った議員と行かなかった議員に色分けされているのは何らかの考えがあるのか。実はこれ町長の支持者の方から、「おい西口、おまえ寺本町長に嫌われてんの

か」と言われ、私は「そんなことはないと思うけど、議会はともに紀美野町をよくしようと意見を言い合うだけですよ、真意を尋ねておきます」と答えたものです。

副町長にも尋ねます。今回、当選祝いに回ったのは町長の指示の何とか、自分の考えで回ったのものか。

以上です。

(6番 西口 優君 降壇)

○議長 (小椋孝一君) 町長、寺本君。

(町長 寺本光嘉君 登壇)

○町長 (寺本光嘉君) 西口議員の御質問にお答えをいたしますが、第1点目から第8点目までは各担当課長から答弁をさせます。そして、第9問目の町長・副町長の政治姿勢についてということで非常に厳しい御意見をいただいております。そんな中でございますが、私なりに答弁をさせていただきます。

これにつきましては、以前にも他の議員から同じような御質問いただきましたが、私が町長としての公人的な立場と、それから寺本個人としての私的な立場と両面的な立場がございます。これは各議員さん方も同じです。そこで公的立場といたしましては、全当選議員に対しまして祝電を打たさせていただき、ともに公人としての祝福の意をあらわしております。また、私も個人的にもおつき合いをいただいている当選議員に対しまして、私的な寺本ととしての立場において行かせていただきました。

この機会に全議員さんをお願いをいたしたいのは、私も含め議員の皆様方も公人としての立場から紀美野町民の幸せと紀美野町のさらなる発展に向かってともに力を合わせて邁進していただきますよう心よりお願いを申し上げまして答弁といたします。

(町長 寺本光嘉君 降壇)

○議長 (小椋孝一君) 副町長、小川君。

(副町長 小川裕康君 登壇)

○副町長 (小川裕康君) 副町長にもお尋ねしますということでございますのでお答えいたします。

このことにつきましては、あくまでもプライベートなつき合いの中でのことでございます。なので後段のほうで町長の指示の何とか、また、自分の考えかといった問いにつきましても、プライベートなことであるということでお答えをさせていただきます。

以上、答弁といたします。

(副町長 小川裕康君 降壇)

○議長 (小椋孝一君) 生涯学習課長、岩田君。

(生涯学習課長 岩田貞二君 登壇)

○生涯学習課長 (岩田貞二君) それでは、西口議員の1番目の当初予算にみる運営・委託費用についての1番目と3番目にお答えしたいと思います。

まず、1番目の天文台を生かす方法としてPRを広めてはどうかとの質問であります。天文台では、年間1万人を超える利用者がいます。また、町内外の学校に出向いての観望会や講演を行っています。

PR活動として、パンフレットを改善して近隣の施設に配布したり、施設内では1枚ものに変えて一目で内容がわかるように改善しています。友の会の機関紙の発行では、会員300名に最新情報を毎月送付しています。また、各情報誌にも掲載し、特別なイベントはマスコミ各社に情報提供しています。毎週日曜日には、和歌山放送ラジオに生出演も行いPRしているところであります。このようにインターネット等全国的なPR活動を実施していますので、御理解賜りたいと思います。

次に、質問の3番目のセミナーハウス未来塾についての委託料308万6,000円の算定基準及び施設の利用頻度・リピーター率、また今後の契約はどのように考えているのか、債務負担行為についてお答えいたします。

委託料については、町で運営していたときの収支をもとに決定したものです。

施設の利用頻度については、指定管理制度を活用してから平成21年度2,383人とそれまでに比して増加しており、その後も同じような形で推移していると報告を受けています。

リピーターについては、約7割から8割がリピーターとなっていると指定管理者から聞いています。

今後の契約については、平成26年12月議会で可決され、現在の契約は平成30年3月末までとなっています。この契約期間を満了するときは、指定管理者に必要書類を提出し、審査会を開催して継続の有無を決定することになります。また、途中で継続ができなくなった場合は、公募により決定することと判断しています。

債務負担行為については、当初予算で認めていただいております。

以上、セミナーハウス未来塾についての答弁とさせていただきます。

(生涯学習課長 岩田貞二君 降壇)

○議長（小椋孝一君） 企画管財課長、中谷君。

（企画管財課長 中谷嘉夫君 登壇）

○企画管財課長（中谷嘉夫君） 私からは、西口議員の1点目の2番と5番について答弁させていただきます。

まず最初に、1点目の2番のかじか荘についてですけれども、かじか荘につきましては、平成25年11月末をもって指定管理者であった紀美野町ふるさと公社が解散することとなりました。新たに施設の管理運営業務を行う指定管理者の募集を行いました。結果、3社の応募者があり、選定委員会での審査の結果、きみの活性化プロジェクトを候補者としたものであります。その後、平成25年6月の定例議会で議決をいただき、きみの活性化プロジェクトを指定管理者として決定しました。また、債務負担行為につきましても同議会で認めていただいているものであります。

次に、指定管理料につきましては、22年度、23年度の損益計算書及び24年度決算見込額をもとにして算定しております。

今後の契約につきましては、平成28年3月31日までとなっており、この後は公募を考えております。

次に、1点目の5番です。浄化槽の維持管理に伴う経費についてでございます。

まずは質問中の浄化槽清掃手数料、浄化槽維持管理委託料、浄化槽法定検査手数料はどのようなものかということでございますが、浄化槽清掃手数料は浄化槽にたまる汚泥の引き抜きなどに伴う手数料でございます。浄化槽維持管理委託料につきましては、浄化槽の種類や処理方式、処理対象人数によって異なりますが、保守点検回数が定められており、その点検に伴う委託料でございます。あともう1つ、浄化槽法定検査手数料でございますが、これは浄化槽法に定められている検査で11条検査と呼ばれるもので、毎年1回受けることになっており、この検査に伴う手数料でございます。

各施設の算定基準でございますが、施設ごとの人槽、設備、処理方式によりことなるものとなっており、一概には申し上げることは難しく、浄化槽清掃手数料の金額の違いは、浄化槽の規模により汚泥の排出量が違うためでございます。浄化槽維持管理委託料につきましても、人槽、設備、処理方式により違いがあります。浄化槽法定検査手数料は、単独処理か合併処理及び人槽により定められた金額となっております。

そのほか公共施設を含めた引き下げ努力につきましては、各施設の利用状況を踏まえ、契約時において協議を重ね、経費の削減に努めているところでございます。

以上、簡単ですが、答弁とさせていただきます。

(企画管財課長 中谷嘉夫君 降壇)

○議長 (小椋孝一君) 産業課長、大窪君。

(産業課長 大窪茂男君 登壇)

○産業課長 (大窪茂男君) 西口議員御質問の1番目の当初予算にみる運営・委託費用についての4番の山の家おいしの委託料についてお答えさせていただきます。

生石高原には、年間7万人もの観光客が訪れておりまして、春から秋にかけて多くの人でにぎわっております。

山の家おいしにつきましては、平成2年にオープンし、長年、町で運営をしてきましたが、平成17年12月1日より指定管理者制度により募集を行い、現在の特定非営利活動法人「生石山の草原保存会」を指定管理者に指定し、運営管理委託を行っております。

委託料の算定基準ですが、長年町営として支出してきました額をもとに算定しております。その後、平成27年3月31日に契約期間が満了となり、3年契約で更新を行っております。

山の家おいし及び周辺施設の維持管理に関する知識、経験の蓄積があり、ツアーガイドの育成や山野草の希少種保護に関する知識、経験が豊富で、イベント開催等集客拡大のための積極的な姿勢が見られます。また、昨年は、大型バス200台もの観光客があり、おもてなしガイドも行っております。こうした実績を踏まえ、指定管理者として委託を行っております。

債務負担行為につきましては、当初予算で認めていただいております。

今後の契約につきましては、平成30年3月31日に管理期間が満了となりますので募集を行うことになろうかと考えております。

以上、当初予算にみる運営・委託費用についての4番目の答弁とさせていただきます。

(産業課長 大窪茂男君 降壇)

○議長 (小椋孝一君) 税務課長、西岡君。

(税務課長 西岡秀育君 登壇)

○税務課長 (西岡秀育君) それでは、西口議員の固定資産の課税について、1番目と2番目の質問にお答えをいたします。

固定資産税の賦課期日・基準日は、毎年1月1日で土地・家屋・償却資産を所有して

いる人に賦課されます。税額は、固定資産課税台帳に登録された課税標準額に税率1.4%を乗じた額です。

それでは、土地の課税について御説明を申し上げます。

現行の土地評価は、地方税法に定められた固定資産評価基準に基づき市町村長は固定資産の価格を決定しなければならないとされています。宅地の評価は、固定資産評価基準では利用状況が類似している地区で、用途地区として、商業地区、住宅地区、工業地区等に大きく分け、その状況が相当に相違する地域ごとにその主要な街路に沿接する宅地のうち、その地域における標準的な宅地を選択することになっており、町内の状況類似地域を区分し、標準宅地を105地点選定した後、不動産鑑定士に標準宅地の鑑定業務委託を行います。鑑定士より報告されました鑑定価格に7割を乗じた額を標準宅地の価格に画地補正を施して評価額を求めた額が固定資産課税台帳に登録される課税標準額となります。

次に、家屋について御説明を申し上げます。

家屋は、不動産登記法における建物と同意義のものであり、家屋の認定基準も不動産登記規則の規定に準ずるものであります。新築・増築された所有者に通知し、担当職員が家屋評価に伺い、固定資産（家屋）評価基準に基づき、家屋の構造・内部・外部等仕上げに応じて再建築費評点基準表により㎡単価で算出され面積を乗じたものが評価額となります。

次に、償却資産について御説明を申し上げます。

償却資産は、固定資産評価基準によって取得価格を基礎として取得後の経過年数に応ずる価格の減少を考慮して評価します。償却資産を有する者は、地方税法で毎年1月1日現在の償却資産の状況を1月31日までに当該償却資産所在地の市町村長に提出しなければならないと規定されています。当町においても、前年度の申告者に申告書を送付し、広報により掲載し申告の呼びかけを行っているところでございます。

続きまして、2番目の質疑でございます。宅地の年度別評価の推移でございますが、合併当初からの推移を申し上げます。

数値につきましては、固定資産税概要調書による紀美野町の宅地の平均平米単価でございます。平成18年度1万4,201円、19年度が1万4,220円、20年度が1万4,197円、21年度が1万2,634円、22年度が1万1,907円、23年度が1万1,152円、24年度が1万399円、25年度が9,439円、26年度が8,

950円で年々評価額が下落状況にあります。

地価が下がっているのに土地の税金が上がっていることが見受けられることもあると思われまますので、関連して御説明を申し上げます。

土地に係る固定資産税は、評価額が急激に上昇した場合であっても、税の負担の上昇を緩やかなものにするよう課税標準額を徐々に是正する負担調整措置が講じられています。

地価が下落する中で税負担が上昇する土地は、本来の課税標準額に比べて現在の課税標準額が低いため、負担調整措置により本来の課税標準額に向けた是正の過程にあるものでございます。

以上、簡単ではございますが、答弁とさせていただきます。

(税務課長 西岡秀育君 降壇)

○議長 (小椋孝一君) 総務課長、牛居君。

(総務課長 牛居秀行君 登壇)

○総務課長 (牛居秀行君) 私からは、西口議員の2番目の御質問の固定資産の課税についての項目の中の3番目の固定資産評価審査委員会についてという質問と、それから4番目の御質問の役場の民意の受け入れ姿勢について、それから、次、6番目の御質問でございますマイナンバー制度についてお答えを申し上げます。

まず、西口議員の2番目の御質問の固定資産の課税についての項目の中の3番目の固定資産評価審査委員会についての御質問にお答えを申し上げます。

固定資産評価審査委員会は、市町村に置かれる行政委員会であって、その職務は地方税法の定めるところにより、町長とは独立した中立的・専門的な立場から固定資産課税台帳に登録された事項に関する不服の審査及び決定、その他の事務を行うものでございます。地方自治法第202条の2第5項でございます。

さて、議員御質問1つ目の固定資産評価審査委員会の開催の頻度につきましては、平成24年度が1回、平成25年度、26年度は0回でございます。

次に、2つ目の御質問でございますが、会議の傍聴は条件がございますが、他市町村と同様、口頭審理の傍聴は可能でございます。また、議事録の閲覧は誰でもできますが、情報公開条例及び個人情報保護条例に照らし合わせ、公にすることによって個人の権利、利益を害するおそれがあるものについては除外されております。

次に、4番目の御質問の役場の民意の受け入れ姿勢についてお答えを申し上げます。

現在、議員御指摘のように、地区の要望につきましては、区長を通じて役場に要望していただいております。年度初めに各区長のほうに要望に関する様式を配布させていただいているところでございます。これは各地区にお住まいの町民の皆様におかれましては、それぞれいろんな御要望があろうかと思いますが、一人一人が口々に申し出られますと役場の窓口の対応が煩雑になるばかりか、それぞれ違った価値観であるため、地域の方々のコンセンサスが不十分な事案まで受け付けなければならず、かえって事務処理が不効率になってしまうためでございます。ただし、緊急な事態や災害に関するようなこと、また直ちに対応しなければならないようなことなどは除外しております。また、町民の方々の御意見や提言をお聞きするため、現在、役場本庁舎と美里支所の玄関には提言箱を設置し広く町民の皆様の御意見をいただいているところでございます。

さて、議員が役場に連絡をしてくださった際に担当者が「区長さんを通じて話を持ってきていただきたい」と回答させていただいたのは、集会所というのは、地区のほうで管理をいただいていることもあり、他の地区におきましても区長の御意見を伺い、いろいろと調整をとりながら修繕を行っていることから、そう回答させていただいたものでございます。

議員御指摘のように、役場というのは民意を効率よく行政に反映すべきであるということは認識をいたしております。ただ、前段でも申し上げましたように、場合によっては、区長等の御意見を伺いながら進めるほうが民意を効率よく行政に反映できる場合もあるということを御理解いただきますようお願い申し上げます。

次に、6番目の御質問のマイナンバー制度についてお答えを申し上げます。

マイナンバー制度の正式な法律名は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律で、国会において平成25年5月24日に成立し、同月31日に公布されました。

マイナンバーとは、議員御指摘のとおり、ことしの10月に日本全国国民一人一人に割り当てられる12桁の番号のことでございます。この番号は生涯にわたって使う大切な番号でございます。マイナンバーの目的は、公平かつ公正な社会を実現し、住民の利便性を高め行政の効率化を図ることでございます。

また、セキュリティー対策についての御質問につきましては、マイナンバー制度では、個人情報と同じところで管理されることはございません。例えば国税に関する情報は税務署に、児童手当に関する情報は町役場になど、これまでどおり情報は分散して管理さ

れます。また、役所の間で情報のやりとりをする際には、マイナンバーではなく、役所ごとに異なる暗号化された全く別の番号を用いることとなっております。また、システムへのアクセス制御により、マイナンバーを利用するシステムへアクセスできる人を制限し、アクセス記録を管理する仕組みとなっております。

以上、答弁とさせていただきます。

(総務課長 牛居秀行君 降壇)

○議長 (小椋孝一君) 保健福祉課長、宮阪君。

(保健福祉課長 宮阪 学君 登壇)

○議長 (小椋孝一君) 西口議員の3番目の高齢者対策についての御質問にお答えいたします。

まず、1つ目の高齢化率が高い紀美野町の将来の安心した生活を迎えるため、町はどのように考えているのかとの御質問でございます。

過日お渡ししております紀美野町長寿プラン2015に書かれていますが、今後、高齢者の単身世帯や夫婦のみの世帯、認知症高齢者のさらなる増加が予測され、団塊の世代が75歳以上となる平成37年度を見据えて地域の実情に合った地域包括ケアシステムの構築が喫緊の課題と言えます。地域包括ケアシステムの基本理念は、高齢者が可能な限り住みなれた地域でその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、医療・介護・介護予防・住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保されるというものでございます。

このようなことから、在宅医療と介護の連携の推進、認知症施策の推進、生活支援、介護予防サービスの基盤整備等、中長期的な視点に立った計画として、きみの長寿プラン2015が作成されてございます。この計画に沿って事業を進めてまいりたいと考えております。

なお、平成26年1月現在で和歌山県の高齢化率は28.6%、全国5位、紀美野町は39.8%、県下4位でございました。なお、直近の平成27年5月では、紀美野町の高齢化率は41.9%でございます。

2つ目の家族介護用品の周知方法はどのように行われているのかとの御質問でございますが、現在、町内に住所を有し、所得税非課税世帯の在宅で要介護1から5、要支援1から2の方のうち自宅で生活されている方で、ケアマネジャーの作成するケアプランにおむつの必要性が書かれている方に対し紙おむつの支給を行っております。また、周

知方法につきましては、町のホームページ、民生児童委員、ケアマネジャーの説明等の周知を行っております。

3つ目の敬老祝い金を商品券でなく現金の支給がよいのではないかと、また、商品券発行枚数と回収枚数についての御質問でございますが、紀美野町敬老金規則に基づき、昨年度までは75歳以上の方を対象に支給しており、今年度からは80歳以上の方への支給と改正されたところでございます。

議員御承知のとおり、紀美野町敬老金規則により、本町在住の高齢者の長寿を祝福して敬老金を贈呈することにより、その福祉増進と町民の敬老思想の高揚に寄与することを目的とする。また、きみの商品券をもってかえることができると規定されてございます。

きみの商品券の発行枚数ですが、金額で申しますと、合併後の平成18年度から平成26年度まで年額約680万円から約720万円で推移しており、9年間で約6,340万円がお祝い金として支給されています。合併当時は1,000円券をお配りしていましたが、後に少額から利用していただけるよう配慮し、500円券をお配りしております。

また、利用枚数でございますが、商工会で確認しましたところ、敬老金としてお配りした商品券のみの回収率は確認できませんが、商工会において販売した総額と後の回収額で換算してみますと、平成18年度から平成26年度までの500円券で92.83%、1,000円券で95.18%、合計93.75%の回収率となっております。

100%の利用には至っておりませんが、9割以上の御利用いただいております。また本年4月より使用できる店舗が8カ所ふえ、引き続き町内における商工振興・地域活性化につながることを考慮し、商品券の支給を実施したいと考えてございます。

以上、お答えいたします。

(保健福祉課長 宮阪 学君 降壇)

○議長 (小椋孝一君) 住民課長、増谷君。

(住民課長 増谷守哉君 登壇)

○住民課長 (増谷守哉君) それでは、西口議員の第5問目、それから第7問目について、私のほうから御答弁をさせていただきます。

まず、第5問目のかしこ池の土壌・水質について答弁をさせていただきます。

まず、かしこ池付近にございました旧ごみ処理場の開設から廃止に至る経緯について

簡単に御説明をさせていただきます。

戦後の経済の高度成長によりまして、消費生活の高まりとともに、各家庭からのごみの排出量が年々増加の一途をたどっていたことから、当時の野上町においても、ごみ焼却場の必要性が高まり、昭和45年1月31日に当時の野上町長と動木地区区長との間で、野上町営ごみ処理場設置に関する公害防止協定を締結し、現在のスポーツ公園の敷地となる場所にごみの焼却炉を設置し、処理が始まったものでございます。

昭和45年当時は、一般廃棄物と産業廃棄物の区分はなされておらず、町内のビニールを使った地場産業からのごみの搬入が多くあったことから、焼却炉の故障が多発し、約1年足らずで焼却ができなくなったことから、その後、地元地区等への了解を得た上で敷地内に埋め立てによる処分を行うこととなりました。しかし、埋め立て用の適地が非常に狭かったことから、処分を行った期間は昭和52年7月までの7年6カ月で、それ以降は吉見地区の塵埃処理場に移転したものでございます。

以上が今回の処理場の開設から廃止までの経緯でございます。

御質問の①の焼却炉はどうなったかという御質問でございますが、今から約四十数年前のことであり、関係書類が保存期限を満了し廃棄処分となっているため、他の残っている資料から調べた推移での説明となりますが、御理解を賜りたいと思います。

国の昭和50年当時に撮影した航空写真を見ても、焼却炉のような工作物が確認できないため、このころまでには撤去されたものであろうと考えてございます。

次の質問②の当処理場の水質検査が必要ではないかとの御質問でございますが、先ほどでも御説明させていただきましたが、当施設開設の際には、地元地区と町との間で公害防止協定を締結し事業を進めたという経緯を考えますと、当時の基準に基づき周辺の土壌・水質等の公害が生じないように対応策を講じた上で地元住民の皆さんの御理解と御了解をいただき、処理場の開設、そしてまた稼働、廃止の事業を行ったものと考えてございます。また、水質検査につきましては、処理場が稼働していた時期はもとより、廃止後においても安全確認のため町の判断で水質検査を6年間継続して実施しております。検査結果は全て基準値未満で問題はございませんでした。また、水質検査の打ち切りにつきましても、地区住民の皆さんの了解を得たものであると、当時、住民課の職員であった者から伺ってございます。

現在の環境省の最終処分場の廃止に係る技術上の基準では、施設の廃止前の2年間の水質検査の結果に問題がないこと、また、ガスの発生、悪臭、地盤の沈下亀裂等におい

て生活環境保全上の支障がないことなどの基準がございますが、いずれもそういった現象があったということは聞いてございませんので、現在の基準に照らし合わせても当時は問題はなかったと考えてございます。

また、かしこ池の利水者である海南野上土地改良区かしこ部会からも、農業用の水質の安全性について厳重な監視のもと調整が交わされたものであると想像してございますが、問題があったという話は一切聞いたことはございません。

今後、水質検査をしてはという趣旨の御質問でございますが、今御説明させていただいた経緯や状況に加え、施設廃止後かしこ池周辺の環境に変化があったとか、悪化したという現象が見られたことがないことから、良好な環境が現在も維持されているものと考えてございます。このため現状といたしましては、水質検査をしなければならない状況ではないと考えてございますので、御理解を賜りたいと存じます。

以上、簡単でございますが、答弁とさせていただきます。

続きまして、第7問目の国保被保険者証の本人確認の必要性について答弁をさせていただきます。

御質問の国民健康保険被保険者証につきましては、国民健康保険法施行規則第6条において、その世帯に属する被保険者ごとに作成することと、また、証書の大きさや記載事項の様式について規定がされてございます。その記載事項には、氏名・性別・生年月日・世帯主氏名・住所などが表示することとなっております。国民健康保険の保険者となる全国の市町村では、この規定に従って被保険者証を作成し現在使用している状況でございます。

不正使用防止のために被保険者証に顔写真がつけられないかという御質問でございますが、施行規則にその規定がないということでございますので、どうか御理解を賜りたいと存じます。

なお、施行規則第6条に被保険者に表示し周知しなければならない事項の中に、不正にこの証書を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けることがあることが挙げられています。

紀美野町では、被保険者証の半券にこれを印刷し周知することで不正使用の防止・抑止の効果を図っているところでございます。また、紀美野町では、他人の保険証を借りて使用するという事件は現在までに発生していないことについても御報告をさせていただきます。

以上、簡単ですが、答弁とさせていただきます。

(住民課長 増谷守哉君 降壇)

○議長 (小椋孝一君) 総務学事課長、前田君。

(総務学事課長 前田勇人君 登壇)

○総務学事課長 (前田勇人君) 西口議員の8番目の質問、学校の通学区域についてお答えをさせていただきます。

議員御質問の1点目の通学区域規則ができた経緯についてでございますが、学校教育法施行令では、保護者に対し、4月入学の場合、1月末までに小学校または中学校の入学期日、学校を指定し通知しなければならないとなっております。

このことを受け、町立小学校及び中学校の通学区域規則の制定が行われたものでございます。この区域の設定であります。学校単位で町内全ての大字が区分されてございます。吉野地区にありました小川小学校吉野分校ですが、昭和63年に閉校され、地理的条件も加味した中で、現在の区域に変更されたものと推測されます。

2点目の通学区域の見直しについての件でございますが、現在の小川小学校の生徒数は12名となっております。今年度の卒業生はなく、来年度では新入生4名増の16名の予定となっております。そこで、通学区域の見直しをすることとなると、学校自体の存続も難しくなるのではないかと思われますので、現在のところ現状の区域と考えてございます。

以上、簡単でございますが、答弁とさせていただきます。

(総務学事課長 前田勇人君 降壇)

○議長 (小椋孝一君) しばらく休憩します。

休 憩

(午後 3時02分)

再 開

○議長 (小椋孝一君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 3時03分)

○議長 (小椋孝一君) 生涯学習課長、岩田君。

○生涯学習課長 (岩田貞二君) セミナーハウスについては、インターネットで1名から受け付けるようになっております。西口議員の御指摘の断られたということであ

りますが、団体でないと扱えないということにはなっておりませんので、1名から受け付けるということで御理解賜わりたいと思います。また、お断りする場合というのもしあったとしたら、塾長もしくはお手伝いの方が、何か用事があって開館できないという場合があるかもしれませんが、そういうことだと解釈しております。

○議長（小椋孝一君） しばらく休憩します。

休 憩

（午後 3時05分）

再 開

○議長（小椋孝一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 3時06分）

○議長（小椋孝一君） 住民課長、増谷君。

○住民課長（増谷守哉君） かしこ池の土壌の関係ということでございます。

検査の基準で水質検査とガスの検査というのがございます。しかし、土壌に含まれている悪い成分があった場合には、やっぱり雨とか水で排水口へ出てくるということで、土壌の検査という形の検査というのにはございません。

○議長（小椋孝一君） 総務学事課長、前田君。

○総務学事課長（前田勇人君） 先ほどの西口議員の御質問の中で漏れがあったということでございます。その点について答弁させていただきます。

区域の見直しにつきましては、今後、保護者の方々の意見も十分交えた中で検討してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（小椋孝一君） しばらく休憩します。

休 憩

（午後 3時08分）

再 開

○議長（小椋孝一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 3時25分）

○議長（小椋孝一君） 6番、西口 優君。

○6番（西口 優君）　　まず、1点目の1からです。年に1万人入る。そしてパンフレットとかというのを配布しているという、けどどの程度、私、ふれあい公園とか、そんなところへ行かしてもうても実際に天文台のパンフレットやという目立つようなもんが全くないわけです。それとか和歌山にプラネタリウムがあるようなところ、ああいうふうなところでも紀美野町へ行ったら生の星が見られますよとかというふうな、そういうふうなことを何でできやんのかいなと思うわけよ。だから、あそこへ僕も天文台へ行かしてもうたら、最初上がっていくのに、ここほんまに真っすぐ行ったら天文台へ着くんかいなって、そういうふうな道路標示でも本当に着くんかいなと思いながら登っていったんよ。だから、もうちょっとわかりやすくする方法がないんかいな、こう思ってしまうわけです。だから、そういうところをもうちょっと営業努力、営業って言うたらええんかどうかわからんけど、周知の方法をもっとやっぱり、ふれあい公園行って、あそこかなりな人集まってるやない、けどあそこへ行って紀美野町に天文台もあるんやでっていうふうな、そんなことがすぐにわかるような状態になってほしい、そういうふうないろんな施設があるでしょう。そういうところでそんなになつたらええのになって、お互いに相乗作用がやっぱりなってくるけど、それぞれの個々の施設がうちだけという感覚のやり方をしているような気がしてちょっともったいないと思うわけ。だから、やっぱりあれだけの施設、これだけのお金もかかっているし、もっとみんなに利用してもらえる方法というのがまだ努力が足らんのか違うかなと、こういうふうに思います。だから、その点について再度尋ねたいと思います。

かじか荘、3名の募集を行ったと、こういうふうに書いていたけど、募集する期間がどの程度あったんかなって思う。もっと早くから募集したら、もっといろんな人の応募があるかもわからん。だから、募集期間がどの程度で募集したんか、その点についても1回聞かせてもらいたい。

それと、募集についてですね、今は確かに町内業者やけど、町内業者という縛りがあるのかな、こういうふうに思うわけよ。だから、確かに町内でやる気のある人やったら一番いいんやで、けど、それが今のやり方やったら、実際問題としてお客さんが入らん方法が一番向こうの金もうけになるような気がする。誰も入れなんたら、それだけ丸々もうかる話でしょう。だから、それとか、前年度を参考にして委託料というのを決めるのであったら、最終年度に赤字をようけ出しといたんが次契約受けやすいなって、こういうふうな考えも起こるわけでしょう。だから、そんな極端なことはないやろうけ

ど、だけどどうかいなど思ってしまうわけよ。

それと、セミナーハウスもこれと同じようなこみたいなところあった、白崎青少年の家とかというのもあったけど、極端にセミナーハウス、私行ったとき、私ちょっと中見せてもらわんなんなど思ってたんやけど、まず普通やで。施設を団体で利用したいと思ったら、まず役員が下見に行って、ここへこれやったらみんな連れてきてても大丈夫やなって、そういうことを普通は確認してからみんなを連れてくる。ところが最初の役員を受け入れなんたら話は前へ進まんでしょ。だから、段々先細りになってしまうのかな、こういうふう思うわけよ。実際問題として、私でもそらまだ1回も行っていないけど、泊まったことないけど、役場の関係者の中であそこへ泊まってよかったよとか、こういうところを改善したらええよとか、そういうふうな努力という、実際に体験せんとわからないですが、だけどそういう人いてんのかいなど思ってしまうわけよ。

私もあそこへ見に行ったとき、表にクモの巣張っていて、これはまあなと思いつつながら、こんな外のあるところ山の中やから、クモの巣を取れと云って難しい話やけど、だけどそういうふうな外の清掃委託まで委託料に含まれてるのかなと、こういうふう思ってしまう。

それとか、あそこへ行かしてもうた、一応ネットで調べたら、ほとんどが開店休業状態や。ほかの施設は、白崎なんかはほとんど満タンになっている。だけどあそこに関してはほとんど開店休業状態なんよ。それでやっぱり何かいろんな材料を見ても細かいこと書いてんねや、ジャガイモ半分とかニンジン4分の1とかって、カレーの材料見ても、ルウは何十グラムとか、これ見たときに本当にいけるかなと思ってしまうわけでしょう。持ち出し用のお茶でさえ500ミリリットル30円とか、水筒持参してくださいと、こういう話でしょう。こんなんでほんまに受け入れ態勢ができてるのかな、よそではそういう話はないんやで。だから、細かいことを全部書いてあるけど、こんなんで客来んやろうというふうな気がするわけよ。だから、その辺の考え方をもう1回聞かせてもらいたいと思います。

それと、1点目の4、普通実際には営業なんて個人差があつて当たり前やと思う。私も行かせてもうたら、もちろんほかの人と話ししとったけど、だけど店の人誰もいらっしやいませも言わへんし、全くこんなんでいいんかいなど思いつつながら、だから、普通に考えたら、年度別の売り上げというのは少しずつ伸びていく人があつたら、この人やつたら次任しても大丈夫やな、こういうふう思うけど、年度別、社会的な背景もあるし、

だから、景気が下向いているとかという場合、伸びてこんよと、商売に関してはね。そういうこともあるやろけど、だけど本当に営業努力というのがだんだん売上げにも影響してくる。そういう人に本当は経営に携わってほしいなと思うんやけど、普通に考えたら、どっちみち再契約もしようかなとは思いうけど、あるかいなと思うんやけど、そういうことも参考に入れてほしい。それでないと営業努力が見られない人やったら、結果として町の財産が活かされてこん。だから、町の財産が活かされるような方法をとってほしいわけよ。

それと、1点目の5として、人槽によりとか規模によりとか、処理方式により料金が違うという、こういう言い方すると、一定の基本料金があって、基本料金掛ける人数、基本料金掛ける容積というんかな、くみ取り料の。だけどそういうふうな話だったら、本来、業者間にカルテルというのは存在しないはずでしょう。その基礎となる部分があってはいかん話やで、基礎となる部分というのがあったらいかんことなんよ、本来は。だから、掛ける面積とか掛ける人数とかというふうなことの算定方式はちょっと独禁法にひっかかってくると思う。だから、そういうふうな話じゃなくて、まず処理するところまでの距離が何ぼある、それで処理する容積が幾らかかりますという、だから、それプラス利潤と考えると算定方式というのはできないか。だけどそうじゃなくて、さっきの話し聞いてると、規模が大きいさかい、利用人数が多いからという話は、業者が役場に対して説明する話でしょう。だけど役場がそれをいかに引き下げ努力するというのがあったら、入札してます、よその市町村と価格比較等やって、これやったらこんなもんですよと、こういうふうな話が出てこなかったらいかんわけやしな、その点についての考え方というのを、実際に少ない業者やから入札してるのやらどうやら知らんし、それでその同じ業者が毎年受けてんのか、それもわからんけど、こっちの本庁から比べたらいかにも美里の支所と文化センターというのは高いような気がする。

だから、そこの辺がどないなっているのかということを知らせてもらわんことには、何か聞いた言葉と何かずれてる回答が返ってくる。普通やったら、なぜこんなになっちゃうと、本来はこっちの本庁と公民館とひつついた金額よりも向こうの支所のほうが倍以上かかっている。そんなばかなことがあってはいかんわけでしょう。だから、支所のほうの算定基準はって聞いているのに、人数が多いさかいとかというそれは理屈にならない。本来それやったら、1人幾らついてるから掛ける利用人数で計算していますと言うんと同じで、そんなんは聞こえんわけよ。だから、そういうふうな回答じゃいかんと思

ってる。その辺について再度尋ねたいと思います。

2点目の2の土地だけのバブル崩壊後の総額というのは、例えば個々に見たときに本当に下がってるのやらわかりにくくてね、さっきの話ではね。だから、年度別の総額で勘定したら土地が上がっちゃうとか、下がっちゃうとかというのは非常にわかりやすい。それと、今考えてるって、今、農地にしても、昔やったら年貢が必要だったはずや。ところが今はただで貸してくれる時代でしょう。そこまで時価というのは下がってる話なんです。

それと、105カ所、142カ所、何か百何ぼと言うた、土地の基準値があって。ところがちょっと話し聞くのに基準値があって、ここは道の端の土地やと、ここから上の土地も一緒の値段やと。そら基準値から判断したら一緒の値段になるのかもわからんけど、上へは車行けやんで、ただ歩いてしか行けんやつを下と上とが同じや。そんなんでもいいんかいなと思うわけよ。それは当然のことながら地主が疑問に思う。当たり前なんよ。だから、もっと基準値というもんをふやしてプラスアルファ、片一方は道、この道の一段上の段々畑みたいな上がもうちょっと何らかで値段下げられるとかという話がなかったら、ちょっと片一方は納得しにくいと。

それと、2点目の3の部分、固定資産の評価委員会の会議が24年に1回行われたという、25年も26年もなかったという、だけどそらないのはええんやで、なかったらなかったで誰も異議のないという話やろうと思うけど、考えようによったら、私も周知の方法というのをほんまに書いてあるのかなと、小さい字で書いてくれてるわけよ。だから、こんなんで一般の人がわかるかどうかというところの話、実際問題として、この請求書か領収書か何か知らんけど、異議の申し立てがあったら何日以内に言うて下さいと、こう書いてるわけや、確かに。よく見れば書いてる。だけど気のつかん人が大半じゃないかなと、こういうふう思うわけよ。私も自分がしゃべるのに、これどないなってるのかなと思って確認してこの程度でしょう。だから、もう少しみんなが納得したら税金の滞納なんてないわけよ。だけど滞納があるということについては、やっぱりちょっといまち納得がいかなのやろうなと、こういうふう思うわけやけど、もう1回その周知の方法について回答をもらいたいと思います。

3点目の1として、高齢者の将来の安心した生活、これは安心というのは、字見たとおり、心が安らぐという話やと思うけど、ただ、いろんな政策も確かやけど、まずお金かける云々というよりも、生きがいくくりというのか、年寄りの生きがいくくり、ある

程度高齢になった人らが安心できるというのは、私も何かまだできるというふうな部分があってそれで安心できるんじゃないかなと思うわけよ。だから、ある程度皆年よってきて、定年退職して何もすることないよというたときに、自分がまだ世の中に対して貢献できる何かというのを、そら町が見つけるという話じゃないけど、ある程度そういうふうな後押しができるようにええ方法がないんかいなと、こう思ってます。

それで、介護用品はホームページでも載っていますと、こういう話やけど、介護に世話にならんなんような人がホームページもくそもないでしょう。そういう話じゃなくて、もっとまずケアマネジャーからももちろん話してもらおう。私も実際にケアマネジャーに聞いて、ああ、こういうふうななんがあるのかと、それやったら年度の初めに言うてくれたらもっともらえるのに、年度の途中で聞いたら途中でしかもらえんようになってしまう。それはだからケアマネジャー1本に任しとくんじゃなくて、ホームページじゃこれとても無理やと思うよ、現実問題として。だから、そういう部分がもう少し知識がある人と知識がない人の損得が出らんようになったらええのになと思うわけよ。だから、そういう部分はどうなんでしょうね。

それと、きみの商品券、93%という、そしたら実際に利用されたんが93%ということやし、当然のことながら6,000万円の500万円ぐらいがタンスに残ってるという理屈になるかと思うんやけど、今までの総発行数が6,340万円で使われたんが93.75%ということになると四百何十万か残ってるわけですな、タンスに。だけどそういうのはできたら100%というのが理想でしょう。それはあくまでも理想やけど、これは現実問題で400万円でも500万円にしても、その現金がタンスの中に残ってるということが使いにくいんやと思うんや。孫にやろかと言うところで孫は喜ばんで、こんなもん要らんよと言うてしまうと思うんです。だから、もうちょっとやっぱいい方法があればいいのになと思うてしまう。

それと、この400万円か500万円になるか知らんけど、この金というのはどこがどういうふうに保管しているのかなと、こういうふうに疑問に思うてしまうわけです。商工会が預かっているのか、町で決算で不用額として残っているのか、その辺がどうなっているのかなと思うてしまうんやけど、それについて再度尋ねたいと思います。

それと、まず4点目、地区のかかわることであって、地区民の中に賛成せんなんとか、反対せんなんとかという部分が、まず地区に負担をかける場合は賛成も反対も出てくるわけでしょう。それはわかる。だけど地区に負担をかけんことであつたら、そんなに反

対意見なんて出てくるわけないでしょう。まず、だからもうちょっと誰の声でも受け入れられたら、今のままだったら、区長を通してくれと言うと、区長が若い世代になったときに仕事がふえてかなわん。だから、今、確かに区長は年配の人しかやってないんか知らんけど、そういうんじゃないくて、今、若い人らがもし区長やってくれる人があったときに、うちのところでそういうことが起こり得る話なんやけど、区長の仕事を極力減らす方向に持っていくのが理想かなと。そうでないと勤めてあったら、役場は平日しかあいてないし、どうにもならんわけでしょう。だから、そういうふうなところをもう少し柔軟な対応、例えば地区に負担がかかるとか賛成とか反対とかと出る可能性のあるような案件なら、そら区長、これやっばり地区の話を一本化してくれよと、こういうふうな話になろうかと思うけど、それがならん場合は単純に役場が直してくださいよと、これ何とかならんのかというような話やったら、一々突き返して区長を通してこいというような話でなくても受けられるわけやしな、その点についての考えをもう1回聞かせてほしいと思います。

それと、かしこ池のさっき水質云々というのを聞いたし、水質が心配ないから、土壌が心配ないというような話やけど、それなら1回ぐらい別にそんなに池の底の土を1回調べてくれてもええ話や、そんなに大層かからへん、調べるだけなら。だから、そういうこともできやんのかいなと思ってしまいうんですよ。確かに私、子供のときは本当にあそこへ毎日、カラスガイ採りに行っても水のなくなったときは幾らでもあったわけよ。それが完璧にない、実際問題。だから、水が心配ないというのはそれはわかったけど、池の底の泥を1回調べてもらうということは難しいんかね。それが何にもなかったらそれでええことやて、実際問題としてね。調べて何もなかった、心配なかったよって、ああ、それはよかったなというだけのことになるやない。だから、そういうことをこれだけ吉見のところであれだけまだやっばり毎年結構なお金かかっている。だけどそれに比べて今のかしこ池なんてもっと厳しかったはずなんよ。だから、何十年たつて何の心配もいらんよと言うんかもわからんけど、1回調べたさかいいったってそう大層なことはないと思う。1回調べてくれへんかな。それについてちょっと考えを聞かせてもらいたいと。

それと6点目です。マイナンバー制度、ちょっと私もさっきの説明では全くようわからなかったけど、要は今のところ確かに本人が登録せんとこと思ったら登録せんでもええみたいです。だけど要は登録して役場が何に使うかということによって登録せんなん場合が出てくるしな、例えば福祉を受けやんなんとかという場合にどうしても登録せん

なん。だから、そういう部分をまず役場がこれを何に使うんだって、そこから始まることでしょう。登録してくれたら役場はこんなに使いたいと、そういう言い方、それによって登録せんなん人、登録すること要らん人が出てくるはずでしょう。だから、その辺をまずはっきり聞かせてもうて、それでもしお年寄りが登録せんなんということになったら、実際に登録はどないしように、あんなもん通知しようが何しようが年寄りにはそれこそオレオレ詐欺かいないと思われるぐらいの話でしょう。だから、本当に登録をもしお願いせんなんような状況になっている人は、役場が何に使うかによるけど、だから、役場が何に使うかによるし、それによって本当に登録せんだら行政に不便が出る、町民も不自由を感じるというふうな場合は、登録する方法はどないするんやと、こういうことになってくるかと思います。だから、その点についての再度の答弁を求めます。

それと、まず国民健康保険の本人確認の必要性ということについて。

写真のはせられないという話を聞いた。そこまでわかんねんで。だけどこれをさっきは役場で悪用されてないという前提で話されていたけど、それは悪用されたら必ずそういうふうな事例が出るから誰かが犯罪者として上がってくるんやけど、だけど現実問題としては、そういう可能性が起こるとのことよ。だから、これはどないするんよとなってくると、実際問題としては何らそういうふうな不正が起こらん方法というのを考えやなしようがない。そういうことについてはどんなもんじゃろなど、こういう話なんです。だから、その点について不正が絶対起こらん方法というのを考えてほしい。

それと、8点目です。先ほどの話、地区の人との地域の皆さんと相談してという話を聞かせてもうたけれども、まず今現在の12人という保護者、そしてこれから16人になるとことは4人が当然保護者になろうかということですね。だから、その人らがまず安心できるような、今現在、僕らの時代でも確かに分校から本校へ入ってきたら、やっぱり分校の子は肩身の狭い思いしとると思う。だから、そういうことが起こらんように、これだけ世の中でいじめ問題とかという部分があるんじゃけ、だから、そいつについてそんなことが起こらんような、そんなことを心配することいらんような、保護者がそういうことの心配が必要ないというふうに、やっぱり絶対大丈夫ですよというふうな安心できるような方法、そういうことをまず役場というのは、こんな心配ないでって、こういう少人数のほうが絶対得や損やと、そら確かにスポーツなんかの制限というのはこれはしようがないけど、やっぱりいろんなことの心配をまず保護者が安心できるように、地域の人が安心できる云々と言うても始まらないでしょう。地域の人が残ってほし

いなと思うけど、保護者の直接子供の親になる人らは、まず子供が大丈夫かなという不安を持つわけでしょう。だから、その点が不安を持つことをいらんように保護者と話し合うてほしいわけよ。どうこうするというのは、それは保護者との話の中で保護者らの希望もあることやさかいというふうになると思うんで。だから、まずそういうふうなことを考えてほしい。だから、その点についての答弁を求めたいと思います。

それと、9点目ですけど、まず町長も副町長も私的なことで行ったという、それはそれでええんやけど、運転手が職員やったという話を聞いたわけよ。職員もそら時間外でサービス残業ですよと、それで済む話やけど、だけど町民サイドから見たときに職員と町長と副町長と来ちゃったら、これは公職で来たってそういうふうにとられる、一般論として。だから、おまえどうよって、おまえとこへ来えへんってというのは、おまえ嫌われてるのかと、こういう話になるんやけど、そんなこともないと思うけどって言うたんやけど、だけどそういうふうには第三者が誤解を生む、いつも町長言うてるやないですか、心一つでまちづくりやっというのを。だから、そことちょっとニュアンスが違い過ぎて一応真意を尋ねとかよって言うた話なんよ。だから、よそを回ったからって別にひがんでるわけでもないんやけど、ちょっと日ごろ言うてることとニュアンスが違うんで、とりあえず確認しとかなんだら。

それと、やっぱり職員ももし回ったというんであったら、それは職員は給料発生してなかったんか、私的に行ってきたんか、職権を利用して、もしかサービス残業云々って言い出したらまた変な話になるさかい、そういうことはないけど、だけどそう思うわけよ。第三者から見たときに、ほんまに日ごろ言うてくれてることと、おまえだけのけもんにされてるのかって、それも変な話やさかい、それは1回ちゃんと聞いとよって、こういうふうにする話なんで、だから、その点についてももう1回答弁してもらえたらと思います。

○議長（小椋孝一君） 町長、寺本君。

○町長（寺本光嘉君） 西口議員の再質問にお答えをいたします。

私が個別に議員を回らせていただいたと、これについて何か寺本に嫌われてるのかと、こう言われたよってわしは聞くと、そんなもんじゃ私はないと思うんですよ。やっぱり議員さん方も100人の支持者があつたら、その中でもそれぞれの付き合いというのは違うと思うんです。だから、私が説明させていただいたように、公人的な立場と、それから私的な立場とありますよと。だから、私は私的な立場として回らせてもらいました

ということをはっきり言うてるんですから、御理解を賜りたいと思います。

これは我々、議員さんもそうですけど、公人的な立場、これはいろいろあろうかと思
います。ただ、協力すべきことはこれから協力するんですね。やはり町の発展のために、
また町民の幸せのために皆さんと一緒にやっていかならん。それは
もう皆さん方をお願いをいたした次第でございます。

したがって、おまえ寺本に嫌われてるのかとか、好かれてるのかとか、そんなもんじ
ゃないということだけ答弁させていただきます。

職員につきましては、なるほど私の日ごろ運転と秘書業務、これをしていただい
ております。しかし、当日は8時からはこの職員は勤務をいたしておりません。したがって、
私的で行っていただいた、このように御理解をお願いします。

○議長（小椋孝一君） 生涯学習課長、岩田君。

○生涯学習課長（岩田貞二君） 西口議員の1つ目の当初予算にみる運営・委託費
用についての中の1番目と3番目について答弁させていただきます。

先ほど説明したように、周知するためパンフレットを新しくして、インターネット、
新聞、広報等で周知しているところだと説明させていただきました。今後、周知、交
通の面においてもわかりやすい方法を検討していきたいと思います。

それと、3番のセミナーハウスについてであります。

運営については、指定管理者が全部行うということになっております。利用者をふや
すための清掃や環境整備に努めて利用しやすい方法を検討していきたいと思
います。

○議長（小椋孝一君） しばらく休憩します。

休 憩

（午後 4時01分）

再 開

○議長（小椋孝一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 4時01分）

○議長（小椋孝一君） 生涯学習課長、岩田君。

○生涯学習課長（岩田貞二君） 宿泊等は私たちも行ったことはないんですけども、
施設については、中を巡回したりはしております。

○議長（小椋孝一君） 企画管財課長、中谷君。

○企画管財課長（中谷嘉夫君） 西口議員の1点目の2番の再質問にお答えいたします。

募集の期間ですけれども、平成25年4月10日から5月15日までとなっております。募集については、ホームページ、広報4月号に掲載をしております。

募集についてですけれども、町内業者の縛りがあったのかということですが、それはございませんでした。

それから、1点目の5番、浄化槽の維持管理に伴う経費についてですけれども、本庁舎とその支所の清掃手数料の違いについてということですが、本庁の浄化槽は人槽であらわしますと約1,114人槽の規模を有し、支所の210人槽よりも処理能力にすぐれ、汚泥の排出量を比較すると大きな違いがあります。このため清掃に係る手間、回数が少なくなるため手数料に大きな差が出ていると思われま。

先ほども言いましたが、町内の業者の縛りはございません。

浄化槽の関係は、入札ではございません。見積もりでございます。

以上です。

○議長（小椋孝一君） 産業課長、大窪君。

○産業課長（大窪茂男君） 西口議員の再質問にお答えいたします。

1の④の山の家おいしです。営業努力が足りない、年度中の売り上げを伸ばすような経営方法を願いたいということでございます。

山の家おいしの売り上げが伸びるような経営努力について、また指定管理者とも十分協議し対処してまいりたいと考えております。

○議長（小椋孝一君） 税務課長、西岡君。

○税務課長（西岡秀育君） それでは、2点目の西口議員の再質問にお答えをいたします。

価格の総額ではございますが、18年度、宅地の部分で言いますと275億8,609万1,000円、19年度は271億5,816万5,000円になります。続きまして、20年度が272億2,280万2,000円、21年度が243億3,843万5,000円、22年度でございます。235億3,230万1,000円、23年度、216億9,879万8,000円、24年度でございます。195億9,940万9,000円、25年度186億6,695万3,000円、26年度、178億3,457万円というふうになっております。

そして、1点目の標準値のポイントは、100のポイントでございますが、標準値ポイントが基準ポイントになります。例えば道がある場合、もしくは土地の形状、間口、奥行き等々を加味しまして標準地の105ポイントに減点、増点をかけるものでございます。

○議長（小椋孝一君） 総務課長、牛居君。

○総務課長（牛居秀行君） 西口議員の再質問でございます。2つ目の項目の③固定資産評価審査委員会制度、これ皆さんにもっと周知をしたらどうだと、知らないんじゃないかという御質問であったと思います。

議員も持たれていると思いますけれども、町の例規集がございます。この中には数多くの議会でお認めをいただいた条例がございます。今、議員、固定資産評価審査の制度、この条例のみ特化しておっしゃいましたけれども、我々にとりましては、全てが同じレベルの大事なものでございます。法律もたくさんございます。そういった中で、特に条例につきましては、議会の御要望もございまして、平成27年、今年でございますが、4月1日から条例をホームページに掲載をしているところでございます。これが完璧なものではございません。できればこれを一人一人説明をさせていただければいいんですけども、物理的に無理でございますので、今でき得る範囲におきまして周知をさせていただいているところでございます。

それから、4問目の住民の民意の受け入れ態勢についてでございますけれども、議員おっしゃるように、地域全体のコンセンサスにかかってくるようなことについては、確かに区長からお願いしますよというふうなことを申し上げております。ただ、個人的なことであるとか、苦情、個人的なことというのは、例えば年金の相談であったりいろいろあると思います。介護の問題であったり、そういったものにつきましては、個々にお聞きをしております。あくまでも区長を通じてくださいねというのは、地域がございまして、その地域のコンセンサスが必要となってくるようなもの、例えば防犯灯の設置であるとか、カーブミラーの設置であるとか、そういうものについてお願いをしております。特に議員の御質問では、集会所という具体的な事例がございましたので、集会所のような場合、地域の区長がかかわっていることが多いので私どものそういう対応について御説明を申し上げた次第でございます。

それから、マイナンバー制度でございます。これにつきましては、テレビとかマスコミ等で以前からいろいろと報道されてございます。また、国会のほうでもいろいろ賛否

について議論がございました。本町議会におきましても何度かにわたりましてこの問題については議論を重ねているところでございます。そういったところであります。

それから、まず何に使われるのかというふうな御質問もございました。それにつきましては、社会保障、災害対策の分野で利用され、社会保障では、健康保険の加入管理でありますとか給付、保険料徴収の各種事務、児童手当、障害福祉などの給付認定などの各種事業に使われる予定であります。いろいろございます。年金分野であるとか、労働分野、福祉・医療、その他の分野ということでこれまでとてもよく出ておりますし、今、報道でも言われているところでございます。

それから、議員の御指摘にもございましたこのマイナンバーの通知につきましては、予定でございますけれども、本年10月から簡易書留で封書を送らせていただきます。その中には全世帯の通知カードが入っており、そのカードには氏名・住所・生年月日・性別・マイナンバーが印刷されてございます。住民票の住所地に送られるわけでありませう。通知カードの入った封筒の中には、個人番号カードと言いまして、そういうものの取得申請書を入れる予定でございます。これについての申請は無料でございますので、身分証明書にもなりますし、それぞれの分野で利用することができます。そういったお知らせも含めて出させていただくところでございます。

○議長（小椋孝一君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（宮阪 学君） 西口議員の再質問3番目の高齢者対策でございます。

まず、1番目の安心した生活、生きがいつくりで、後押し施策はないのかという御質問だったかと思えます。

生きがいつくりということで、各地区で行われていますサロン事業、ボランティア、シルバー人材センター、老人クラブの中には、歌謡部、ペタンク、ゲートボール、パークゴルフというのもございます。一般介護予防ということで、きみの長寿プラン2015にも載ってございますが、生活支援や介護予防の担い手となるボランティア等の研修や育成、有効的なボランティア活動の仕組みを検討していきたいというふうなことも書いてございます。

2つ目の介護用品の件でございます。インターネットは無理かな、ケアマネに任してしまうのは無理でないかというふうな御質問だったかと思えます。

インターネットにつきましては、家族や遠くにお住まいの御家族が一目でわかるとい

うことの利点があるかと思われます。

それから、現在行われている見守り支援員による要援護者の訪問でございます。3か月ないし4カ月に一度は直接家庭を訪問していろんな情報等変わりがないかということで、避難行動要支援者名簿の策定の関係がございまして、変わりがないかということで訪問させていただいております。その中では対象者として独居高齢者、それから要介護認定者、身体・精神・療育手帳の保持者、登録を希望されている方でございます。こういう方のお家へお伺いさせていただいて、いろんな様子、状態をまずは聞かせていただいて、支援が必要な場合は保健福祉課に戻ってきて保健師の訪問等々の支援につなげていくというふうなことが現在行われてございます。

それから、民生児童委員によるひとり暮らしや寝たきり老人の訪問調査でございます。これについては年1回は一斉調査を行ってございますが、ひとり暮らしになられた方や虚弱になられた方については、その都度保健福祉課のほうへ名簿というような形で提出させていただいております。

それから、3番目の商品券の利用率が93.75%と利用率が低いのではないかと、それから残った商品券はどうなるのかという御質問だったと思います。

先ほども答弁させていただいたように、93.75%というのは、商工会が発行した全ての商品券でございます。敬老会の祝い金の商品券のみという回収率というのはわかりません。

残った商品券はどうなるのかということでございますが、商品券につきましては、いつでも使えるというふうな形でございますので無期限で商工会会員店で使えるという判断でございます。

以上、答弁いたします。

○議長（小椋孝一君） 住民課長、増谷君。

○住民課長（増谷守哉君） 西口議員の再質問で、かしこ池の土壌・水質についての再質問についてお答えさせていただきます。

カラスガイが昔はあったけども、今少なくなってしまった、ないかもしれないということで一度調べてみてはどうかという御質問でございます。

ごみの処理場の廃止から三十七、八年経過するわけですが、先ほども説明させていただきましたとおり、この間特に環境の悪化等の現象というのが見られなかったということでございます。私もドクターヘリポートのほうへ役場が掃除を担当ということでよく

当番になったときに行くんですが、魚も泳いでいますし、特に生物に全て害があるようなというふうな状況でないと感じているところでございます。

今後、池の色やにおい、そしてまた魚が大量に死んだとか、著しい環境悪化という現象が確認できれば、議員が言われているような水質の確認とか、土質の確認についてもまた検討していく必要があるかなと考えておりますが、現状としては、そういう事象がないということで、その必要がないということで考えてございます。

それと、7問目の国保の被保険者証の本人の確認の必要性についてという再質問の中で、不正が起こらないように対応すべきではないかということでございます。

この点につきましても、先ほど説明させていただきましたけども、もしこれを不正に使用した場合については、刑法により詐欺罪として懲役という、これは犯罪という部門になっています。これに対する実刑があるというのは、これはもう究極の抑止力になっているものと考えてございます。

以上です。

○議長（小椋孝一君） 総務学事課長、前田君。

○総務学事課長（前田勇人君） 西口議員の8番目の質問の学校区域について再質問にお答えさせていただきます。

地域の方じゃなくして保護者の方々が安心できるような、心配のいらぬようなというような質問であったかと思えます。

このことにつきましては、先ほど答弁もさせていただきましたが、現在のところは現状の区域と考えてございます。もし区域の見直し等がありましたら、保護者の意見を十分に交えて検討してまいりたいと考えてございます。

○議長（小椋孝一君） 6番、西口 優君。

○6番（西口 優君） 1点目の5に、業者が毎年同じというふうな、見積もり入札というんですか、これやったら値段を引き下げる努力というのがよくわからんねんけど、例えば入札したら確かに一番安いところが落ちる。これはわかりやすいです、誰が考えても。だから、もうちょっと間口を広げて、いろんな業者がここやったら幾らやと言うてくれたら一番安いところに落としたりええ話でしょう。だから、そういうことがなぜできないのかなと思ってしまうわけよ。本当は入札制度にして安いところに落としてくれたら一番理想かなと、そんなわけにはいかんもんなんかね。入札にできない理由なんてあるのんやったら、もう1回聞かせてもらいたいと思います。

それと、3点目の商品券、93.75%、これはわかるねんけど、商工会が売った分は確かに利用という前提で売るから、これは間違いなし全部使われていると思います。だけどきみの商品券、高齢者にくれる分は、もちろんそら助かってんねんけど、これはあくまでも配布したもんでしょう。使う前提で買ったもんはほとんど使われてると思う。だけど使う前提がなくていただいたもんについては、タンスにかなり残ってるんじゃないかなと、こう思うてしまうわけよ。だから、もうちょっと回収率がわからんって、こういうふうなんじゃなくて、何かわかる方法というのを考えるべきや。敬老会に渡しているという、敬老がついて、こういうふうなこれは敬老の分ですよと、また何か判こを1個押すとかというふうな部分があったら、商工会がお客さんが欲しくて、町民が欲しくて買ったやつは確かにそら使われる目的でするもんでしょう。ところが販売したもんと違うてくれた分については、使い勝手がちょっとまだはつきり回収率がわからんじゃなくて、わかる方法をやっぱり考えるべきやと、こう思うわけよ。

それと、1点目の2のかじか荘についてもう1回。募集を行った期間ができることならもっと周知の期間を長くとったらもっといろいろな人ができる。単純に今やったら町外にも限定してないとかって言うてた。町内に限定してないという話やったら、町外からもある程度募集しようと思ったら、もっと周知が長く時間をとらなんだら難しいわけやな、現実問題として。だから、もうちょっとその辺を考えたらもっといいんじゃないかなと思ってしまう。だから、その点について再度の答弁を求めます。

それと、かしこ池の土壌については、今のところは何にも出てないさかい考えてないよ。そんなに金がかかるのか。まず紀美野町がひっくり返るほど金がかかれへんと思うわけでしょう。だから、1回それでいて何もなかったよって言うたらみんなが安心するわけやしな。だけど現実問題としてとにかく大層な金がかかるねんって言うんだったらいざ知らず、確かに私も土地の検査するのに何が要るとも知らんねんけど、幾らかかるもんやら何やら知らんねんけども、そんなにむちゃな単価はかからへんように思うわけよ。だから、1回調べてみてって、そういうわけにいかんのかね。だから、そのぐらいのことは、毎年調べよというんと違いますよ。1回調べて何にもなかったよと、それでええ話でしょう。だから、そのぐらいのことは幾ら紀美野町の財政が逼迫したって言うても可能やと思うわけよ。だから、その点についての考えをもう1回聞かせてもらいたいと思う。

8点目のまず一番心配するのは保護者でしょうな。自分の子供が心配でしょう。自分

の子供が心配やさかい子供の親としては親が心配いらんような方法というのをまずやっぱり行政としてはとってほしい。普通に考えたら、自分とこの子供が中学に上がったときにいじめられへんかなって、今やったら保育所で一緒になって小学校で分かれて中学校でまた一緒になるという、こういうふうな不便さがある。きょうまで友達で保育所で一緒に遊んでいた子が小学校になったら分かれなあかんねんて、また中学校になったら一緒になる。そんな矛盾した話よりも、それは役場の都合、それこそ小川地区の都合やと思う。だから、普通は一番大事なのは、子供とその保護者が安心できる校区ってというのが必要なはずなんよ。それを無視したような答弁じゃなくて、まず保護者と話してみるよ、それでいて安心してもらえるような行政をするのがまず役場の責務じゃないかな、こういうふうに思うんやけど、その点について再度の答弁を求めます。

○議長（小椋孝一君） 町長、寺本君。

○町長（寺本光嘉君） 5点ばかり再々質問があったと思います。

まず、ちょっと順序が逆になるかもわかりませんが、かしこ池の水質検査、これにつきましては、過去において地元、また池の水利委員等々と今まで何回となく話をし、そして終結をしてきているというのが事実でございますので、それに基づいて今後もやっていきたい、そのように思います。

それと、かじか荘の募集期間ですね、これが非常に短いという話なんですけど、私どもにとりましては、十分時間を置いて、そしてコンペ方式を採用して、それで各コンペをし、そしていい業者を選定していったと、このように考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。

それと、次に敬老会の商品券、これを敬老金として出しているという話なんですけど、これは議員御承知のとおり、この敬老会の敬老金ですが、これについてはこの紀美野町敬老金規則というのがありまして、そこでこうしたことで高齢者に敬老思想の高揚に寄与することを目的としてやっていきたいと思います。そして、敬老会の委員会がございます。これには老人会を初め民生委員、それから区長会、そしてその他委員さんが来て、そこでこしはこうしたことでやらさせていただきますという了解のもとでこれを進めておりますので、ひとつ御理解を賜りたいと思います。

そうしたタンスの肥やしになっているということについては、また次回の検討会でも話はします。

それと、浄化槽、これについてですが、この基本的な基本額というのがありまして、

そして基本額からどれだけまけていただくかということで毎年折衝し、そして契約をさせていただいているということでございますので、決して努力してないというんではなしに、頑張っているつもりでございますので、ひとつよろしく御理解のほどお願いします。

それと、最後に、学校の通学区域、これについては議員おっしゃられるとおりに非常に難しい問題でございます。いいますのは、保護者の問題、そして地域の問題、そうしたものが入りまじってどれがいいんやろうという話になってこようかと思いますが、私自身はやはり子供たち、保護者の皆さんの御理解をいただけるなら、そうしたことで統廃合していったらいいやないかというふうに考えております。

その1つに、実は先般、統廃合させていただきました第2保育所と第1保育所、この間が道が今度完成しますとものの10分もかかれへんと。したがって、これをやっていますかと言うて保護者に訴えて、そして統廃合させていただいたということでございますので、今後、保護者の皆さん方と話をしながらよりよい方法を見出していきたいと思います。ひとつ御理解のほどよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（小椋孝一君） これで西口 優君の一般質問を終わります。

続いて、7番、北道勝彦君。

（7番 北道勝彦君 登壇）

○7番（北道勝彦君） 質問1、みさと天文台について。

みさと天文台の管理運営に対し、町合併後も多額の血税を投入してこられました。合併以来決算額ベースで年度別と平成26年度までのトータル金額は幾らですか。

また、支出金額に対し町民に対する経済効果につき述べてください。

質問2、かじか荘委託料などについて。

平成18年に合併して紀美野町が誕生しました。合併の目的は、厳しい政治状況の中で行財政の改革を進め、住民の生活を豊かにすることにあります。こうした中、町が管理する施設に対する見直しは行財政改革の一番大事なことであると思います。そこで、かじか荘に対し合併から今までに投入した年次別の町費と平成26年度までのトータル金額は幾らですか。また、今年度、予算措置されている1,131万5,000円の施設管理委託料についてどのように算出したのですか、積算の内容をお答えください。また、かじか荘は住民に対しどのような経済効果を与えましたか。

質問3、教材費について。少子高齢化の中にあつて本町の児童・生徒も激減しています。若者定住の一環として、経済負担を軽減すると住みやすくなると思います。そこで、義務教育の児童・生徒に対し教育費に係る保護者負担を軽減するために公費負担として子育て対策を実施してはどうですか。若者定住は促進すると考えるが、町長はどのようなお考えですか。

(7番 北道勝彦君 降壇)

○議長 (小椋孝一君) 生涯学習課長 岩田君。

(生涯学習課長 岩田貞二君 登壇)

○生涯学習課長 (岩田貞二君) 北道議員の1番目の質問、みさと天文台の合併後の年度別トータル金額を決算で幾らか、町民に対する経済効果について説明するという事でいただいております。

合併は平成18年1月1日ですので19年から7年間の決算の数値を報告します。

平成19年の収入50万4,006円、支出が2,786万7,562円、平成20年には、収入29万7,723円、支出3,453万6,930円、平成21年度、収入21万6,259円、支出5,067万1,224円、平成22年度、収入37万3,656円、支出3,586万1,282円、平成23年度、収入24万5,000円、支出3,644万9,087円、平成24年、収入39万6,922円、支出3,304万1,097円、平成25年度、収入35万8,297円、支出2,961万4,973円、この7年間を合計しますと、収入で239万1,863円に対して支出が2億4,602万3,948円です。

支出金額に対して町民に対する経済効果についてであります。町内の学校が天文台に来て観望会や出張観望会として学校へ出向している授業等を行っております。また、ふれあいサロン等の一般の方々への観望会、また、町が行うイベントに参加して、観望会や宇宙・天体の話をするなど頑張っています。宇宙科学に興味を持ってもらえるようさらに努力していきたいと考えております。

(生涯学習課長 岩田貞二君 降壇)

○議長 (小椋孝一君) 企画管財課長、中谷君。

(企画管財課長 中谷嘉夫君 登壇)

○企画管財課長 (中谷嘉夫君) 北道議員の第2問目のかじか荘委託料等についての御答弁をさせていただきます。

かじか荘に対しての委託料等でございますが、合併から平成26年度までに投入した年次別の町費について説明いたします。

財団法人紀美野町ふるさと公社に対して20年度は1,750万円、21年度から24年度につきましては毎年2,000万円となっております。25年度につきましては11月末まで600万円、12月からは指定管理者が丹生の都プロジェクト株式会社にかわりまして、3月末までの分が900万円、26年度につきましては1,131万4,286円支払っております。合併から平成26年度までの合計額が1億2,381万4,286円となっております。

それから、次に、指定管理料1,131万4,286円についてですけれども、平成22年度と平成23年度の損益計算書及び平成24年度の決算見込額をもとにして算定しております。

それから、次に、かじか荘は住民に対してどのような経済効果を与えたのかにつきましては、地域資源の有効活用し、地域住民はもとより都市住民等に対するサービスの効果及び効率を向上させ、地域の福祉の一層の増進と地域の雇用促進を図ったと考えております。

以上、簡単ですが、答弁とさせていただきます。

(企画管財課長 中谷嘉夫君 降壇)

○議長 (小椋孝一君) 総務学事課長、前田君。

(総務学事課長 前田勇人君 登壇)

○総務学事課長 (前田勇人君) 北道議員の3番目の御質問でございます教材費についてお答えをさせていただきます。

議員が言われます義務教育の児童・生徒に係る教材費の保護者負担軽減をするため、公費負担をしてはどうかということでございますが、紀美野町就学援助費及び特別支援義務教育就学奨励費交付金規則というものがございまして、この規則に基づき、経済的理由により就学困難と認められる児童または生徒の保護者に対し、必要な援助及び特別支援学級に就学する児童・生徒の保護者の経済的負担の軽減を図るための支援、公費負担を行っております。

以上、簡単でございますが、答弁とさせていただきます。

(総務学事課長 前田勇人君 降壇)

○議長 (小椋孝一君) 7番、北道勝彦君。

○7番（北道勝彦君） みさと天文台について、類似団体を訪問して実態を調査してきました。調査対象施設は、有田川町の生石高原天文台と日高川町のかわべ天文台です。

生石高原天文台は、合併後廃止され、50センチメートル反射望遠鏡は、金屋テニス公園の南隣の吉原ほしみ広場に移しかえ、毎月第1土曜日に無料で星見会を行っている。児童・生徒には、学校からの依頼があったとき中学校に出向いて天文教室を行っている。小学校への天文教室はない。また月1回の無料星見会に参加される町民は少ないとのことでした。天文台を廃止するとき、住民の反対運動はなく、議会でも行財政改革の観点から反対はなく、町費の削減に寄与しているとのことでした。

また、日高川町かわべに訪問すると、平成26年12月1日から休止しており、再開については考えていないとのことでした。かわべ天文台は、宿泊観測できる文化公園としてオープンしたが、入園者が少なく、住民のニーズもなく、これ以上町費を支出しても住民の理解が得られないため休止の道を選んだとのことでした。天文台の休止に対し、学校関係者や町民の方々から誰一人反対の意見もなく、スムーズに休止できたとのことでした。同時に、天文台に係る予算が全額削除することになり、大きな財政カットになったとのことでした。また、天文台がなくても教育に関して何も支障がないということでした。

このように近隣の自治体が管理する天文台の施設を見直し、予算を削減している状況にある。紀美野町も天文台を廃止にしてこの約4,000万円を住民のため有効に活用すべきであると考えますが、町長のお考えはどうか、答弁願います。

また、過日の議会で教育長が、天文台は小中学生の教育に使いますという答弁でした。他町では天文台を使っておらず、天文台がなくても教育には関係ありませんとのことでした。町内の小中学校の先生に聞いたところ、天文台の見学は実施していないとのこと、生徒は見に行ったことがないとのことでした。教育長は天文台を使ったどのような教育をされたのか答弁願います。

かじか荘の委託料などについて。

財政の厳しい町にあっても、町民の血税を住民のサービスに寄与することは必要ですが、経済効果のない事業には決断すべきと思います。かじか荘の入札で施設管理委託業者として某医療機関から委託料無料で管理運営の申し込みがあったと聞きますが、なぜ無料の業者に委託しなかったのか、そのわけについて答弁ください。

また、かじか荘に血税を投入し続ける目的は何ですか、答弁願います。

教材費について。

小中学校の保護者負担の軽減と若者定住を並行して実施すべきだと考えます。過日、小中学校を訪問して教材費などについて調査していました。平成26年度の教材費実績です。小学校1年生で年1万171円、2年生で8,840円、3年生で1万1,785円、4年生で7,440円、5年生で8,918円、6年生で9,504円、中学生は学級費と育友会費と体育文化振興費を合わせて1人につき1万3,200円を保護者が負担をしています。他の市町村との差別化を図り、若者定住をアピールすることが重要と考えます。保護者の負担を軽減するため、教材費に公費負担とすることについて、町長はどのようにお考えですか、答弁願います。

○議長（小椋孝一君） 教育長、橋戸君。

○教育長（橋戸常年君） 北海道議員の再質問にお答えします。

町内の学校が天文台を利用していないような受け取り方であったのではないかなと思うんですけども、例えば野上小学校も、今、4年生、5年生がセミナーハウスへ宿泊しまして天文台を利用しております。ただ、泊まったときに天気の都合とかで天文台へ行かなかったという年はあるかと思えますけども、そういった形で利用していただいておりますし、また、学校へ出向いて天文教室、授業をやっていただいたり、あるいは日食や月食のイベントのときには、事前に何回か学校で指導して本番を迎えたりであるとか、そういったことをやっています。

その他町全体には、例えばサロンであるとか、あるいは町民大学講座のときにも天文教室と一緒にやってもらうであるとか、町民への学習の機会も多く設けてございます。そういった意味で本町といたしましては、いろんな立場でいろんな住民を対象に天体への興味を持ってもらうような試みをしております。それとあわせて大成美里分校であるとか、あるいははりらであるとか、いろんなところへも職員が出向いて事業をやったりしておる実態はございます。町民への啓発というか、学習の機会の提供ということで紹介をさせていただきます。

○議長（小椋孝一君） しばらく休憩します。

休 憩

（午後 4時50分）

再 開

○議長（小椋孝一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 4時52分）

○議長（小椋孝一君） 教育長、橋戸君。

○教育長（橋戸常年君） よその天文台に比べまして、先ほど生石の元金屋の天文台だったと思いますし、川辺町の天文台もですけども、川辺町は去年の12月に休止したわけですけども、そこに比べて本町のみさと天文台については、紀美野町としては本当に宝やと私は思っています。もちろん105センチという口径の大きな望遠鏡もありますけども、職員が何といても国立天文台やJAXAと連携して、あるいは和歌山大学の客員教授になったりとかしながら、そういった教育機関と連携して研究や調査、観測をしております。そういうレベルの職員2人、今、採用しておるわけですけども、1人は月のうちに何回か国立天文台へ通っております。これはうちの町の費用で出張しているのではなくて国立天文台の費用でしております。

そして、今週の21日もそうですけども、そういう御縁がありまして国立天文台の若手の研究員が2人来て天文教室を開きます。それは毎年、国立天文台から職員が来て話をしてくれます。もちろんうちの経費の持ち出しはございません。あるいは天文学会でも研究したことを発表したりして全国の天文学会の中でそれなりの今地位を占めております。

そういった職員がいてることもありまして、レベル的には、学術的なレベルから言いますと、公開天文台、地方の市町で持っている天文台の中ではトップのレベルで推移してございます。そういった本町にとっては本当に宝なんです。文化的なレベルを維持していくために紀美野の天文台ってすばらしいよってよそから言ってもらえるレベルにあると自負しております。

望遠鏡と、それから国立天文台野辺山にあった電波望遠鏡というのも持ってきています。そういったものもただでもらい受けて、今和の大の佐藤さんという女性の方がそれを使って観測したりしておりますけども、そういった施設もございます。あるいは3Dの映像、M i t a k a というんです。国立天文台がつくった映像ですけども、これで宇宙の成り立ちのようなスケールの大きな映像が見られますし、持ち運びできると言ったらおかしいですけども、持って出ないことが原則でありますけども、プラネタリウムもあります。そこでも学習できる。だから雨で、あるいは天候のぐあいで星が見えないとき

にはそういう学習もできるようにはなっております。

そういったレベルで、実はこの前の、5月の何日かに天文教室を行ったときに、去年の12月までかわべで勤められていた学芸員の方が、女の方ですけども、今、箕面のほうで働いておられると、かわべを解雇されまして京都へ帰ってという女性の方が、「神らま、仏さま、お星さま」というお話をしてくれました。そういったことでのつき合いもさせてもらう中で、天文台はみんなから親しまれている天文台だと私は思っております。町内の皆さん方にどれだけ理解をしていただいているかということになりますと、議員の心配されるようなこともあろうかと思っておりますけども、今のレベルで私はこれからも彼らに頑張ってもらいたい、そういう期待も持っております。

そういった意味で、私、日高川町の教育長もよく知っておりまして、そういったよそには負けないものであると思っておりますので、今後とも御理解をいただいて続けていきたいと思っております。

○議長（小椋孝一君） 本日の会議時間は、議事の進行の都合により延長したいと思います。

町長、寺本君。

○町長（寺本光嘉君） 北道議員の御質問にお答えをいたしたいと思っております。

再質問の中で血税を投入するのはなぜかと、こういうふうな後ろ向きのお話がありました。先ほどからは西口議員に対しては、これを何とかしていこうよということに対する御意見をいただき、御答弁をさせていただいたわけですが、議員も長らくここで議員をされております中で、私どもこのかじか荘につきましては、紀美野町の拠点であると、観光拠点であり、また雇用の拠点でもあるというふうなことで何回となしに説明をさせていただき、そして、この指定管理者制度、これに切りかえるにつきましても、議員の皆さん方の御承認をいただいた上でこれを切りかえ、そして今後ますます拠点を中心にした発展をさせていこうよと、こういう中で指定管理者制度を採用したわけですが、今さらこれについて申し上げるまでもございませぬが、やはりこの紀美野町にとりましてかじか荘、この先人がつくった、そしてまた先人がこうした我々に残してくれた、そうしたものを守っていくと、また後世に引き継いでいく、これも我々の仕事ではないかと、そのように思います。どうかひとつ御理解を賜り、もっと前向きな御意見をいただければと思います。

以上です。

○議長（小椋孝一君） 総務学事課長、前田君。

○総務学事課長（前田勇人君） 北道議員の3番目の質問の教材費についての再質問にお答えをさせていただきます。

現在の義務教育課程である町内小学校児童数が285名で、中学校全生徒数は200名でございます。小学校教材費は、学年にもよりますが、大体先ほども議員さん申されましたとおり、1万円ぐらいだと思います。中学校生徒ともなりますと、クラブ活動等々も出てきますのでもっと高くなるのではないかと思います。

それで、小中学校合わせますと教材費は年間600万円以上になるかと推測されます。よって、町財政に大きな負担にもなりかねませんので、この点御理解を賜りたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（小椋孝一君） しばらく休憩します。

休 憩

（午後 5時02分）

再 開

○議長（小椋孝一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 5時08分）

○議長（小椋孝一君） 7番、北道勝彦君。

○7番（北道勝彦君） かじか荘と天文台について。

全国の市町村では、合併と同時に財政健全化のため行財政改革を行っています。その中で町の施設を委託する場合は、入札を行い黒字となっているところもあります。隣の有田川町では、合併と同時に経済効果のない生石高原天文台は廃止、経営のうまくいかない護摩壇の売店、レストランや札立峠レストランなども廃止にして財政改革を行っている。

紀美野町は、町の施設を委託する場合、町が経営したときの赤字分を委託料として支払いを行っているとのこと、これでは改革になりません。合併後9年たちましたが、目に見える財政改革は行っていません。市町村合併の第一の目的は、財政改革であることは誰でもが認めるところです。町や住民の、また将来のことを思うなら、ほかの市町村のように負の財産を廃止するために今英断をすべきと考えます。町長はどのように考え

ているのか、お答えください。

また、教育長の過日の議会での答弁は虚偽であったと思うが、訂正と謝罪を求めます。

○議長（小椋孝一君） 町長、寺本君。

○町長（寺本光嘉君） 北道議員の再々質問にお答えをいたします。

まず、行財政改革ということですが、私はむしろ先人がつくったそうした何億という施設、これを気安く廃止するべきじゃない。むしろそれを拠点としてまちづくりを我々は進めているつもりでございます。

したがって、例えばかじか荘、これなんかも、先ほども申し上げましたが、経済効果としてはやはり観光の拠点であり、また雇用の拠点であるということを皆さん方とともに位置づけて、そして指定管理者制度への御承認をいただき現在に至っておるところでございます。

また、天文台、これにつきましてもそうです。やはりこの天文台、せっかく何億という金を使ってつくった天文台をやすやすと廃止するのではなしに、やはりこれを1つの拠点として今後そうした宇宙科学等々に興味のある子供たちへの教育、そうしたことに使っていきたいということで、実はあそこの職員の皆さん方に各小中学校へ行って、出張教室を開いていただいて天文学に対する興味を持っていただく、そうしたことをしながら、また片やでは、天文台の友の会というのが民間の方が主体になってこの友の会を運営していただいております。

したがって、先ほど議員が申されましたように、廃止していくのではなしに、これを利用して、そうした方向で今進んでおりますので、ひとつ御理解を賜りたいと思います。

以上です。

○議長（小椋孝一君） 教育長、橋戸君。

○教育長（橋戸常年君） 天文台を利用した町内の学校とか団体について、24年、25年の資料がございますので報告させていただきます。

24年度、7月2日、美里分校2年生21名、7月25日、毛原小学校、教員合わせて24名、7月26日、下神野小学校、教員合わせて26名、8月1日、野上小学校62名、それから学校関係だけでは美里分校、10月24日、23名、それから1月24日、美里分校2年生23名、これが24年度です。

それから、25年度、6月7日、美里分校2年生22名、それから野上小学校44名、

7月24日、下神野小学校37名、8月3日、りら高等専修学校22名、それから8月29日、町内の学童保育13名、11月15日、美里分校、1月31日も美里分校ですけども、22名ずつといったような実績です。

町内の子供たちが天文台へ行って学習したというのは、今報告させてもらったとおりです。

以上です。

○議長（小椋孝一君） これで北道勝彦君の一般質問を終わります。

続いて、8番、向井中洋二君。

（8番 向井中洋二君 登壇）

○8番（向井中洋二君） まず、1つ目、地籍調査についてであります。

約10年で地籍調査が完了予定と聞いておりますが、完了までの進捗状況について詳しくお伺いをいたします。

2点目、移住・定住促進の取り組みについてであります。

平成18年に和歌山田舎暮らし支援事業のモデル町となり、平成20年度には和歌山大学との協働で空き家を調査し、平成22年度から地域おこし協力隊の活動を始め、平成23年度には空き家に関するアンケート調査で823件の空き家があることなどを調べ、さまざまな取り組みをされてきました。また平成24年からは集落支援員を採用し、移住・定住の促進に力を入れていただいております。新しくまちづくり課ができた中、移住・定住の促進にどのような取り組みを今後されるのか、お考えをお聞きます。

この2点、よろしく願います。

（8番 向井中洋二君 降壇）

○議長（小椋孝一君） 建設課長、井村君。

（建設課長 井村本彦君 登壇）

○建設課長（井村本彦君） 私からは、向井中議員質問の1問目の地籍調査についてお答えさせていただきます。

地籍調査につきましては、旧野上町においては、昭和56年度に着手し、平成17年度に事業を完了いたしております。旧美里町におきましては、昭和60年度に着手いたしまして現在事業実施中となっております。平成26年度末現在、全体面積128.34キロ平方メートルのうち、実施面積は95.89キロ平方メートルで、進捗率74.7%となっております。平成27年度につきましては、中、田、谷、滝ノ川、毛原下の

計5地区の各一部を実施し、予定面積1.96キロ平方メートルで、進捗率は76.2%となる予定です。

全体計画といたしましては、平成37年度で1筆現地調査が終了し、平成39年度で公図、登記簿ができ上がり完了となる予定です。

以上、簡単ですが、答弁とさせていただきます。

(建設課長 井村本彦君 降壇)

○議長 (小椋孝一君) まちづくり課長、西岡君。

(まちづくり課長 西岡靖倫君 登壇)

○まちづくり課長 (西岡靖倫君) 向井中議員の2番目の御質問にお答えさせていただきます。

議員の皆様には、御理解いただき本年4月からは新たなまちづくり課が創設されました。まちづくり課は、職員を初め地域おこし協力隊、集落支援員、合わせて10名の体制で移住・定住まちづくりの事業に取り組んでおります。

今後の取り組みについては、まず地元の方と協働で多くの空き家を確保していくため、空き家調査や測量にも力を注いでいきたいと考えております。和歌山大学の調査結果も参考にしていきたいと考えております。

移住を希望される方におきましては、紀美野町をできるだけ多くの日数を割きまして、また時間を当てて案内ができる体制をとっていきたくて思っております。窓口を広げていく予定でございます。

それから、和歌山県が掲げるさらなる移住・定住の推進においてもさまざまな事業が打ち出されております。協働で多くの方に来ていただけるように頑張っていきたいと考えております。今までの経験を生かし、各事業を進めていく予定でございます。

以上、簡単ですが、答弁とさせていただきます。

(まちづくり課長 西岡靖倫君 降壇)

○議長 (小椋孝一君) 8番、向井中洋二君。

○8番 (向井中洋二君) 地籍調査についてであります。

平成37年に現地調査が完了予定とのことですが、今言われている地区よりまたその後入る地区であろうと思われるところは高齢化が進んでいるところであると思いますので、遅くなればなるほど現地での立ち会いや、また確認作業に支障が出るのではないかと思います。そうした中で、現地調査だけでも先行して行うことができないのか再

度お伺いをいたします。

2点目の移住・定住の促進の取り組みについてであります。移住・定住を進める中で、集落支援員や地域おこし協力隊員の活動はかなり重要になってきていると思います。その中で集落支援員の方々は町内の住民を雇用し、また地域おこし協力隊は、兵庫県、千葉県、大阪府、東京都、埼玉県、鳥取県などから紀美野町に地域おこし協力隊員として来ていただいている方々の任期を終えてもどのように我が町で生活をし定住をしていただけるのかをお考えか、お伺いをします。

○議長（小椋孝一君） 建設課長、井村君。

○建設課長（井村本彦君） 向井中議員の再質問にお答えいたします。

調査業務を先行して行えないかとの御質問でございますが、地籍調査は、1地区完了いたしますのに、1年目、立ち会い調査、杭入れ、2年目、1筆面積測量、地籍簿作成、閲覧、県知事の認証、3年目は、地籍簿・地籍図を法務局への送り込みとなります。補助事業で実施している関係上、この3年の過程を全て完了しないと事業完了とはみなされません。したがって、立ち会い調査、食い入れのみを先行させるというのは無理だと思われまます。

ただ、現在、調査希望地区を募集していますので、地区または字界で御指定いただければ、その区域を先行して実施することは検討の上、可能かと思われまますので、御相談いただければと思います。

以上、簡単ですが、答弁とさせていただきます。

○議長（小椋孝一君） まちづくり課長、西岡君。

○まちづくり課長（西岡靖倫君） 向井中議員の再質問にお答えさせていただきます。

現在、地域おこし協力隊は、各方面から紀美野町に越してこられております。7月で任期のなる方1名、それから8月で任期のなる方1名おります。過去においても2名の地域おこし協力隊員がおられました。

基本的には、紀美野町で定住していただき、そして地域で活動していただくというのが基本なんですけども、この2名様におきましては、個人様の考えがあり、大変残念に思っております。それを踏まえて現在活動している隊員におきましては、地域の人たちと、そして、まちづくりという中で自分の将来の夢をかなえていけるような形で応援していけたらと考えております。

最後の年には起業するための総務省の助成金の導入もありますので、隊員とそれぞれ話をしながら地域に定着していけるように応援していけるように考えておりますので、簡単ですが、答弁とさせていただきます。

○議長（小椋孝一君） 8番、向井中洋二君。

○8番（向井中洋二君） 地籍調査の分ですが、現地調査を先行して行うということも何とかできるという、やり方次第によってはということでしたので、また地区説明会においてしっかりとその方々に伝えていただいて、少しでも早く地籍調査完了に近づけていただきたいと思います。

また、移住・定住の促進の取り組みについてであります。以前いただいた資料によりますと、紀美野町における地域おこし協力隊は、隊員の個性を生かせる環境づくりも必要と考えています。住民とかかわりがうまくできるように応援できる体制もとっています。将来、隊員の特徴を生かせるとともに、地域おこし協力隊員のミッションは、地域活性化とともに移住したその地域に定住することを任期3年間の間で目指しますという、こういう文言があります。こういったことから、地域おこし協力隊員の方々のどのようにして定住を図っていくのかということを決して最後にもう一度お伺いをします。

○議長（小椋孝一君） まちづくり課長、西岡君。

○まちづくり課長（西岡靖倫君） 向井中議員の再々質問にお答えさせていただきます。

個人のそれぞれの思いとか希望とかというのはたくさんあるかと思いますが、現在2人の隊員においては、雑穀を利用しました料理を広めていきたいと、我々の体を考えたら、健康を考えたら、食生活というのを推進、または紀美野町、または和歌山県、その他いろんなところに広めていきたいと頑張っておられます。そういう中で、指導マスターの資格も取ろうとしている中で、地域に根ざしていけたらという形で1人の方は考えております。

もう1人の方は、今、上神野地区でのまちづくりというところに参画しております。その中で自分として地域とともに何かができたらということで現在模索中ですが、地区の方とその人の持っているスキルを生かした中で起業ができたらということで考えているようでございます。

以上、簡単ですが、答弁とさせていただきます。

○議長（小椋孝一君） これで向井中洋二君の一般質問を終わります。

これで一般質問を終わります。

これで本日の日程は全部終了いたしました。

散 会

○議長（小椋孝一君）

本日はこれで散会します。

（午後 5時30分）